事業計画書

1 運営ビジョン

(1) 地域における地域ケアプラザの役割について

地域包括ケアシステムの推進や高齢者、子ども、障害者支援の視点を含めて地域ケアプラザの指定管理者として行うべき取組みを具体的に記載してください。

高齢者のケアを主眼に置いてスタートした地域包括ケアシステムは、子ども、障がい者、さらに は地域で困りごとを抱えている方を含めた「地域づくり、街づくり」へと対象が広がっています。

【横浜型地域包括ケアシステム】の実現

神奈川区では横浜型地域包括ケアシステムの構築に向けた4つ重点方針が掲げられています。

- 1. 在宅療養生活を支える連携強化の仕組みづくり
- 2. 高齢者の日常生活の困りごとを多様な主体で支援するための連携を進める
- 3. 区内の身近な場所での介護予防活動の場を増やし、介護予防の意識の醸成や要介護度の維持改善に取り組む
- 4. 認知症に対する理解の普及啓発や認知症の早期発見・早期診断の仕組みづくり

重点分野について、地域ケアプラザの取組を記述します。

No	重点分野			取組	
1	在宅医療·介	1.	病院等と連携した入退院時の円滑な流れの構築		
	護連携		1)	1) 病院の入退院時に、病院・行政・地域の方・ケアマネジャー等か	
				ら地域ケアプラザが相談を受けた事案を整理します。	
			2)	病院・薬剤師・訪問看護師・訪問介護士・ケアマネジャー・行政	
				等との連携先別に、機能・交換した情報・課題をネットワークと	
				して捉え、まとめを行います。	
			3)	多くの事例を活用できる形(どこに、何を、どのように伝える、	
				誰から、何を、どのようにもらう)で蓄積することにより、地域	
			ケアプラザの職員が事例のネットワークを活用し、円滑な在宅		
				医療連携を実施できるようにします。	
		2.	在宅医療に関する啓発・情報提供、相談体制の強化		
			1)	神奈川区在宅医療連携拠点を活用し、相談者からの医療的な相	
				談内容について連携して対応します。	
			2)	薬剤師・訪問看護師・訪問介護士・ケアマネジャーとの連携を強	
				化する為、定期的に情報交換会を開催し、地域ケアプラザの相談	
				体制を構築します。	

2	生活支援の	1.	地域ニーズのアセスメント
	充実		高齢者ニーズは、「安否確認」、「電球や網戸の交換」、「草むしり」など
	10		が出されています。地域ごとにそれらのニーズを種類・件数・重要度
			を分析・把握し、ニーズにあった地域ボランティアの育成及び支援を
			地域と共に行います。
		2.	民間企業・店舗等との連携
			地域で貢献している民間企業・店舗・事業者等を把握し、地域ニーズ
			に応じた企業との連携を進めます。
3	介護予防	1.	介護予防に関する普及啓発
	STOCK CONTRACTOR OF STOCK		1) 健康アップ講座、玄米ダンベル体操、音楽療法等の講座を開催し
			ます。
			2) 地域での出張講座による、ロコモティブシンドローム・フレイル
			(高齢者の虚弱)予防講座等を実施します。
			3) 地域の方々が自宅でもロコモティブシンドローム・フレイル予防
			体操を行えるようにする為、DVD(コグニサイズ、ハマトレ、
			肩スッキリ体操)の貸出を行います。
		2.	区役所と連携し、地域の会館や、地域で活動しているグループ等に出
			前講座を行い、セルフケア能力の向上を目指します。
4	認知症	1.	DELIN A A A A
	#E7 ***		1) 認知症の人や家族の居場所づくりや地域のつながりを作る為、
			は一とふる喫茶の運営、及び地域への普及を行います。
			2) 地域の方々、区役所と連携し、独居・高齢世帯の見守り・訪問活
			動を実施します。
			3) 高齢者の方が徘徊時や外出時にもしもの時があった場合でも、
			迅速に身元確認や緊急連絡先への通報が行える「高齢者みまも
			りキーホルダー」の普及や更新を継続して行います。
		2.	地域理解の推進
		۷.	地域の商店街の事業者を対象に認知症サポーター養成講座を行い、
			「認知症高齢者見守り協力店」になってもらうことで、認知症になっ
			ても住み慣れたまちで安心して生活していける地域づくりを推進し
			ます。

5 基盤整備

1. 業務基盤の整備

総合相談の記録等のデジタル化を推進します。日々の相談内容についてタイムリーに職員が共有でき、適切な対応ができるよう職員間での総合相談支援検討会議を毎週行います。

- 2. ネットワークの見える化 地域ケアプラザが持つ様々なネットワークをスムーズに活用できる ようにする為、地域ケアプラザが持つ事業別(医療連携・権利擁護・ 地域活動・生活支援等)に構築したネットワークを図や文書で記録し ます。
- 3. ロボットスーツ等の活用 介護現場でロボットスーツ等の必要性を検討し、導入の検討を進めま す。
- 4. 情報セキュリティ データサーバー、ネットワーク機器等の情報セキュリティの整備を進 めます。

データサーバーは、クラウドへの移行を検討します。 ネットワーク・セキュリティは、UTM(統合的脅威管理)の導入を 検討します。

(2) 担当地域の特色、課題及び将来像並びにそれに係る取組みについて

地域住民や関係者と連携・協働して地域の魅力と課題をどのように把握・分析し、地域ケアプラザとしてどのように地域の将来像に向けて取り組んでいくか、具体的に記載してください。

1. 地域の状況

(1) 地区連合町内会・担当地区・町名と特徴

	門内会・担ヨ地区	200 V 400 E 200 E 10 E 200 E 2				
自治会	町名	特徴				
神之木西寺尾	「向こう三軒両	i隣」を合言葉に、見守り・あいさつなどを通した顔の見				
連合自治会	える関係づくり	を進めています。				
(10単町)	神之木町	地域ケアプラザの所在地、大型や家電量販店があり西側				
		に入江川が流れています。マンション・住宅地が混在し				
		ています。				
	神之木台	神之木公園があります。住宅地が中心であり古くから住				
		まわれている方が多い地域です。				
	西寺尾	錦台中学校、西寺尾小学校、西寺尾第二小学校があり、				
		学校が集中している地域です。神之木公園の一部を含				
		み、丘陵地から横浜線までの広い範囲を占めています。				
松見連合町内	連合自治会・地	区社協が両輪となり「笑顔であいさつ松見町、住んでよ				
会(6単町)	かった松見町」	のまちづくりを進めています。				
	松見町	東側に横浜線が走っており、丘陵地であり階段や坂が多				
		い地域です。3丁目、4丁目の多くの方はJR大口駅より				
		東横線妙蓮寺駅が最寄り駅となります。住宅地・マンシ				
		ョンが混在しています。 2丁目、3丁目では住宅開発が行われ新築住宅が増えて				
		います。				
大口七島地区	商店街と地域が	一体となり「みんなで助け合う町 大口七島」のまちづ				
連合町内会	くりを進めてい	ます。				
(14単町)	大口通	大口駅の西側の地域であり、古くからの商店街である大				
1		口通商店街があります。				
	大口仲町	大口通の西側の地域です。妙蓮寺方向の高台に大口台小				
		学校があり、南側にあけぼの通り商店街があります。				
	西大口	大口仲町の西側に位置し、丘陵地が多い地域です。神奈				
		川中学校、創英中学校・高校、があります。				
	七島町	南側の国道沿いにお寺とマンションがあります。国道の				
		北側は丘陵地であり住宅地が多い地域です。				

(2) 地域の現状(人口、高齢化率)

mr.dr	五柱	世帯数		人口		1世帯あたり人口	高齢化率 (%)	高齢者数
町名	面積		総数	男	女	(人/世帯)		
神之木町	0.109	1,153	2,457	1,190	1,267	2.13	20.50%	504
神之木台	0.167	1,209	2,408	1,233	1,175	1.99	25.10%	604
西寺尾一丁目	0.155	1,058	2,399	1,180	1,219	2.27	19.10%	458
西寺尾二丁目	0.207	1,302	2,779	1,415	1,364	2.13	27.20%	756
西寺尾三丁目	0.213	1,674	3,746	1,909	1,837	2.24	20.10%	753
西寺尾四丁目	0.165	1,637	3,817	1,955	1,862	2.33	16.40%	626
合計	1.016	8,033	17,606	8,882	8,724	2.19	21.02%	3,701
松見町	0.667	5,882	11,762	5,900	5,862	2	21.60%	2,541
合計								
西大口	0.186	1,528	2,955	1,451	1,504	1.93	27.50%	813
大口仲町	0.206	2,035	3,920	1,969	1,951	1.93	24.20%	949
大口通	0.211	2,731	4,776	2,387	2,389	1.75	23.20%	1,108
七島町	0.181	1,592	2,804	1,466	1,338	1.76	27.60%	774
合計	0.784	7,886	14,455	7,273	7,182	1.83	25.2%	3,643
3地区合計	3.467	21,802	43,824	22,056	21,769	2.01	22.56%	9,886

【平成31年3月時点】

2. 地域の課題

少子高齢化やライフスタイルの多様化が進む中で、子どもからお年寄りまですべての世代が安 心して生活できる地域づくりを目指します。

1) 地域全体の課題(2065年まで)

神之木西寺尾、松見、大口七島の3地区は、それぞれ地域的な特徴はあるものの、いずれ の地域も東京に近く、高度成長期にこの地域に住居を構えた方が多く住んでいる地域と考 えられます。

人口は2029年まで若干ですが増える予測となっています。高齢化は進み、生産年齢人口は減少する予測です。3地域は、将来的に日本の都市部での地域課題がほぼそのまま当てはまるのではないかと考えています。

No	課題	どのような状況が想定されるか				
1	高齢者の増加	医療ニーズの変化 (急性期から回復期・慢性期への対応、在宅医療)				
		に伴い、医療・介護連携のニーズが高まる。				
2	独居高齢者世帯増加	生活保護、生活困窮者の増加、住まいの保障の必要性				
3	認知症高齢者の増加	徘徊による危険性、不明者、権利侵害リスクの増加、介護者の離職				
4	障がい者の高齢化	障がい者の認知症、加齢に伴う新たな生活課題、制度の相違(介護・				
		障がい) 等への対応と判断				
5	複合的課題を抱える家庭	8050問題(認知症の親と生活力が不足している子ども)、ヤング				
	の増加	ケアラー (小中学生等が認知症の祖父または祖母を介護)、ダブルケ				
		ア (子育てと介護、看護と介護等が同時に行われている状態)、高齢				
		者虐待と障害者虐待の発生				
6	30 代~40 代の就職氷河	生活保護になる人の増加。(不本意で非正規雇用、働らきたいが働け				

	期世代	ない、引きこもりの3タイプ。)
7	子どもの貧困	親の経済的困窮からの連鎖、いじめ
8	空き家の増加	商店街のスポンジ化、倒壊、犯罪 (放火、火災)

2) 地域別の課題

2039年までの65歳以上の高齢化率予測は、神之木西寺尾地区:28.3% 松見地区:28.3% 大口七島地区:23.1% です。

No	地域	分析			課題	
1	神之木西寺尾	子と	子どもが比較的多く住む		1	学校と地区との繋がり
	地区	(2	019 年	0~19 歳歳:3,205	2	子どもと高齢者の交流
		人、	比率 18	3%%)	3	西寺尾の高台地域に商店がない
					4	空き家の増加
2	松見地区	1	子ども	の減少が他の地域と	3	外国人の方とのコミュニケーション・
			比較し	て顕著		防災
		2	独居高	5齢者が比較的多い	4	独居高齢者が比較的多い
					⑤	町内会につながらない方の孤立
3	大口七島地区	1	地域で	での外国人の増加	1)	子どもの居場所 (鍵なしっこ)
		2	商店往	ずの問題	2	地域ボランティア活動の推進
					3	商店街の活性化
					4	地域での認知症に対する啓発

3. 課題への取組

1) 全体

No	課題	取組
1	高齢者の増加	在宅医療連携における地域ケアプラザの役割・分担・ネットワークに
		ついて、入退院時等での連携事例を基に、整理することでスムーズな
		連携体制を構築します。
2	独居高齢者世帯増加	地域の方々と共に、地域活動、ボランティアなどを通した社会とのつ
		ながる機会を増やします。
3	認知症高齢者の増加	認知症カフェ(は一とふる喫茶)で認知症の方や家族と地域の方々の
		交流の場を広げていきます。
		施設協力医よる認知症講座を開催し、地域への認知症の理解、啓発を
	č.	します。
4	障がい者の高齢化	障がい者の高齢化に伴う課題を把握し、課題解決に必要な支援を行い
		ます。法人内研修等により聖坂学園の持つ障がい者対応のノウハウを
		ケアプラザ職員が習得し対応できるようにします。
5	複合的課題を抱える家庭	医療、区役所、司法、地域の方々等との協働を通じた支援ネットワー
	の増加	クを構築します。

6	30 代~40 代の就職氷河期	青少年相談センター、横浜東部ユースプラザとの連携を図り、支援に
	世代	繋げられる体制を作ります。
7	子どもの貧困	地域ではこどもの貧困については、課題として挙がっていません。潜
		在している可能性があるため、保育園・小学校や主任児童委員との関
		係を持ち、地域の方々と共に情報共有を進めます。
8	空き家の増加	2040年頃までに、3つの地域の人口は急激な減少はない見込みで
		す。それにもかかわらず、空き家が増加する要因としては、①独居高
		齢者の増加 ②支援を受けても自宅での生活が困難な方が増えてき
		ているのでは、との仮説を持っています。行政、地域の方々と共に実
		態を把握し、立ち木伐採や空き家を減らす活動や地域での活用を進め
	9	ます。
	7	世代 7 子どもの貧困

2) 地域別

		·		
No	地域		課題	取組 (一例)
1	神之木西寺尾	1	学校と地区との繋がり	地域の学校・保育園との関係を構築し、
	地区	2	子どもと高齢者の交流	地区との繋がりをスムーズに取れるよ
		3	西寺尾の高台地域に商店がない	うにすることで、地域の防犯・防災等に
		4	空き家の増加	役立てます。
2	松見地区	1	外国人の方とのコミュニケーシ	地域の方々の協力を得て、町内会につな
			ョン・防災	がっていない方を把握し、その方のニー
		2	独居高齢者が比較的に多い	ズにあった地域サロンや地域活動の情
		3	町内会につながらない方の孤立	報を提供します。
3	大口七島地区	1	子どもの居場所 (鍵なしっこ)	地域でどのくらい居場所がない子供が
		2	地域ボランティア活動の推進	いるのかを地域の方と共に把握します。
		3	商店街の活性化	地域の中でボランティア等の方々と共
		3	地域での認知症に対する啓発	に、居場所作りを検討します。

(3) 担当地区における関係団体等との連携について

地域、行政、区社会福祉協議会、関係機関及びその他様々な団体に加えて他の地域ケアプラザとの連携について、具体的に記載してください。

1. 地域との連携

1) 信頼関係づくり

地域での地域の方々と連携して進められるよう、地区連合・社協・町会の様々な活動に職員が参加し、「顔の見える関係づくり」を進めます。

2) 地域で困りごとを抱えている方への支援連携 地域の民生委員等の見守り活動で、地域で困りごとを抱えている方の情報を得て、地域の 方々・区役所・関係機関と連携し、課題解決を進めます。

2. 行政との連携

1) 地域福祉保健計画の計画・推進 区役所と連携し、第4期地域福祉保健計画の地区別計画推進について、支援を行います。 地域ケアプラザの事業推進を行う中で、各地区の具体的な取り組みを支援します。

2) 地域ケアプラザ事業推進における連携 地域ケアプラザの事業計画・実施・評価・振り返りの各場面で、必要な報告・連絡・相談 を行い、連携して事業を推進します。

3. 区社会福祉協議会との連携

1) 生活支援体制整備事業での連携 他の地域での取り組み事例や担当地域での課題共有を行い、連携して事業推進を行います。

2) ボランティア活動での連携 地域でのボランティア活動推進のため、地域のニーズ・担い手の状況等を共有し、地域ボ ランティアへの取り組みを連携して支援・推進します。

4. 関係機関及び様々な団体との連携

- 1) 障がいを抱えている方への支援連携 適切な対応を行えるよう基幹相談支援センターと連携して支援を行います。
- 引きこもりへの支援連携
 ユースプラザ・青少年相談センター・学校と連携して支援を行います。
- 3) 権利擁護における連携 司法(弁護士・司法書士)等と連携し、財産管理や権利侵害への支援を行います。
- 5. 他の地域ケアプラザとの連携 共通の課題を抱える地域ケアプラザと連携し、共催事業や事例報告会を行います。

(4) 合築施設との連携について(市民利用施設との合築の場合のみ)

同一敷地内に合築している市民利用施設との連携方法について、具体的に記載してください。

地域ケアプラザは、「神之木地区センター」、「障がい者生活護事業所 ナザレ工房」との3館が、 1つの建物の中で事業を行っています。

1. 館として一体の運営

3館の運営は別々に運営されていますが、利用に不便がかかることが無いよう、3館が一体的 に運営できるよう連絡体制を取ります。

2. 日常業務における3館連携

建物共用部の修繕やごみ、事件・事故等 3 館での協議が必要となる事案について、適時、地区 センター館長・ナザレ工房施設長・地域ケアプラザ所長で会議を開催し、情報共有した上で連 携して解決を図ります。

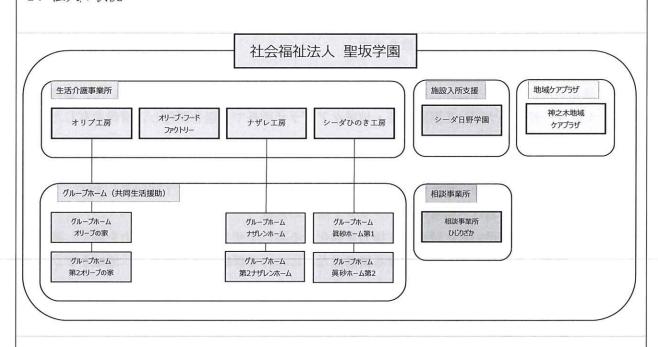
- 3. 事業・イベントでの連携
 - 3館合同で防災訓練、地区センターまつり(地域交流まつり)を年1回開催します。
- 4. 障がい者支援における聖坂学園 ナザレ工房との連携
 - 1) 地域での障がい者に関わる支援力を強化する為、ナザレ工房職員の協力を得て、障がいに 対する基本知識や支援における留意点などについて研修会等を開催し、地域ケアプラザ職 員の障がい者支援レベルを向上します。
 - 2) 高齢の障がい者に関する相談事を、地域ケアプラザの高齢支援とナザレ工房の障がい者支援により解決できるよう連携を強化します。

2 団体の状況

(1) 団体の理念、基本方針及び事業実績等について

団体の理念や基本方針、業務実績等について、記載してください。

1. 法人の状況



社会福祉法人 聖坂学園は、4つの生活介護事業所(通所)(「オリブ工房」、「オリーブ・フードファクトリー」、「ナザレ工房」、「シーダひのき工房」)、1つの入所障研修会者支援施設(入所)(「シーダ日野学園」)、6つのグループホーム(「オリーブの家」、「第二オリーブの家」、「ナザレンホーム」、「第二ナザレンホーム」、「真砂ホーム第1、真砂ホーム第2)と1つの地域ケアプラザ(横浜市神之木地域ケアプラザ)を経営しています。

平成30年12月に相談事業「相談事業所ひじりざか」を開所しました。

● 法人理念

キリスト教の精神である「愛と奉仕」を理念として、「喜ぶ者とともに喜び、泣く者と 共に泣きなさい。」を法人理念としています。

● 運営方針

- ① キリスト教の愛と奉仕の精神を基盤とした介護・支援・相談等の実践(利用者・職員・ 家族・地域)
- ② 風とおしの良いオープン化された施設運営
- ③ 利用者個々人が人として尊重され、人権が守られ自己実現が図られる入所施設とグループホームの暮らしの保障と日中活動支援の実践

- ④ 利用者が安心していられ安全が確保され、めりはりのある生活の中で充実感の味わえる活動と環境の整備
- ⑤ 楽しく興味のわく余暇の実施と自己選択・自己決定ができる主体的な利用者活動
- ⑥ 利用者のいきがいと工賃の増額を目指す作業活動の実施
- ⑦ 主体的な利用者自治活動の運営
- ⑧ 利用者の「こころ」に響く触れあいを通して、「こころ」を豊かにする生活支援
- ⑨ 信頼される個人情報管理と支援サービス
- ⑩ 家族、地域、関係機関との連携
- ① 人権感覚のある、人権を実践できる、専門性のあるプロ意識を持つ職員の育成(聖坂 学園倫理綱領と職員行動規範の実践化)
- ② 報告・相談・連絡が迅速にでき、組織の一員として自覚と調和が保てる職員の育成

2. 安定した経営ができる基盤

安定した経営ができる基盤として、人材・サービス・財務・管理・顧客・機能・風土について、特徴ある基盤を有しています。

No	基盤	内容					
1	人材	利用者と家族に寄り添い、利用者支援に対して将来に希望をもてるような障がい					
		福祉分野を切り拓ける人材が多くいます。					
2	サービス	各施設のサービス内容の充実について、利用者の個性や人権を尊重し職員全員が					
		利用に対して心を込めて接し利用者一人ひとりがいきいきとした生活を営める					
		ように個別支援を進めています。					
3	財務	健全です。					
4	管理	理事会(年3回の開催)・評議員会(年1回の開催)、法人本部による経理・財務・					
		管理の施設定期監査の実施、施設長会議(毎月)を実施しています。					
5	顧客	「重い知的障がいのある子どもたちの大変厳しい卒業後の進路先の確保と子ど					
		もたちの将来のために、自分たちの手で理想とする施設を創っていこうとの思					
		い。(聖坂豊な福祉をつくる会)」を共有し支援を行える環境があります。					
6	機能	事業を営む場として、4つの生活介護事業所(通所)、1つの障がい者支援施設					
		(入所)、6つのグループホームと1つの地域ケアプラザ、1つの相談事業所を					
		有しています。					
7	風土	自分の子供だけでなく、思いや状況を同じくする人たちのことも一緒に考え生涯					
		教育・生涯福祉、ライフサイクルの場を多様に創っていく風土があります。					

(2) 財務状況について

予算の執行状況、法人税等の滞納の有無及び財政状況の健全性等、安定した経営ができる基盤等に ついて記載してください。

1. 予算執行状況

障がい福祉サービス等の報酬改定が行われ、伸び率はあったものの、未だ福祉障がい分野においては厳しい状況下にあります。横浜市自立生活移行支援事業助成事業制度の改定される年であり、実質的な報酬改定の影響が懸念される年であります。

聖坂学園法人総合財政状況

(千円)

市界江利加土社符書	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
事業活動収支計算書	(2016年)	(2017年)	(2018年)
事業活動収入	1,215,466	1,247,335	1,323,691
事業活動支出	1,205,508	1,276,473	1,297,498
(事業活動収支差額)	9,958	-29,138	26,193
事業活動外収入	33,000	37,174	37,642
事業活動外支出	18,041	15,871	15,749
(事業活動外収支差額)	14,959	21,303	21,893
経常収支差額	24,917	-7,835	48,086
特別収入	23,076	12,735	2,313
特別支出	3,210	22,855	5,468
(特別収支差額)	19,866	-10,120	-3,155
当期活動収支差額	44,783	-17,955	44,931
前期活動収支差額	597,171	696,848	693,893
当期末繰越活動収支差額	641,954	678,893	738,824
その他の積立金取崩額	54,894	15,000	0
その他の積立金積立額	0	0	0
次期繰越活動収支差額	696,848	693,893	738,824

2. 法人税等の対応の有無

公益事業として、収益事業を行っていない為、法人税の納付はありません。 消費税は、毎年の納付をしており未納はありません。

3. 財政状況の健全性

聖坂学園 法人貸借対照表 (単位:千円)

平成30年度			
資産の部	ß	負債の部	3
流動資産	752,739	流動負債	250,325
固定資産	1,405,050	固定負債	249,571
		負債合計	499,896
		純資産の部	FIS .
		基本金	344,895
		国庫補助金等特別積立金	538,165
		その他積立金	36,010
		次期繰越活動増減差額	738,823
		純資産の部合計	1,657,893
資産合計	2,157,789	負債及び純資産の部 合計	2,157,789

No	評価項目	結果	評価
1	資本形成の健全性	負債比率	聖坂学園の法人としての負債返済余力
	(負債比率)	30%	の問題はありません。法人としての安
			全性は高いです。(100%以下)
2	短期的な資金不足の可能性	流動比率	法人の支払い能力は高いです。
	(流動比率)	301%	(150%以上)
3	長期的な資金不足の可能性	自己資本	法人の資本力は高く、安定経営ができ
	(自己資本比率)	比率 77%	ています。(優良水準50%以上)
4	固定費調達	固定比率	固定資産は自己資金で十分に賄える水
	(固定比率)	85%	準である。(100%以下)

3 職員配置及び育成

(1) 地域ケアプラザ所長及び職員の確保、配置について

地域ケアプラザを運営していく上で、地域ケアプラザ所長(予定者)及び職員の人員配置並びに勤 務体制、必要な有資格者・経験者の確保策について、その考え方を記載してください。

地域ケアプラザの職員数は、正職・臨職・パート職を合わせ36名です。

介護・福祉の分野では採用状況が厳しく、職員1人ひとりの生産性を高めることや、離職を防ぐ 事が重要です。しかし、地域ケアプラザの業務量は増加しており、スキルアップによる生産性向 上も限界が見えてきています。

その為、長期的な計画を策定し、区政運営方針の重点事項と連携した事業計画を立案し、年度毎の重点項目を定め、1つ1つ着実に推進します。

1. 人員配置と勤務体制

- 1) スキルシートを作成し、職員1人ひとりのスキルの把握を行います。
- 2) 配置基準を満たすことは基本ですが、利用者サービスが十分に提供できるよう、地域ニーズ(相談件数の増加、認知症関連相談の増加、複合的課題を抱えた家庭や権利擁護関連相談の増加等)に対応した要員配置を行います。
- 3) 育児と仕事が両立できるよう、必要な人員配置(増員)を行います。
- 4) 毎月の勤務スケジュールを所長が調整し、日々のサービス提供が十分にできる体制を組みます。
- 5) 法人内で地域ケアプラザは1つです。その為、基本的に人事異動はない状況で職員が同 じ職場に長く勤務しています。

2. 有資格者・経験者の確保策

求める人物像は、責任感を持って仕事に取組み、住民の目線で考え行動でき、柔軟な発想で 新しいことにチャレンジできる人材です。

地域ケアプラザとして職員の定期採用は無いため、離職防止を中心とした人材確保となります。

- 1) 日々の業務報告や、業務上での問題を連携して解決できる風土を作り上げることで、仕事上での困難を抱え込まない環境づくりを行います。
- 2) 長期に働くことで経済的なメリットを受けられるように、定期昇給が行える事業運営を 行います。

(2) 育成・研修について

地域ケアプラザの機能を発揮するための人材育成及び研修計画について、記載してください。

さまざまな要素が複雑に絡み合っている問題・課題の解決や新しい視点でのアイデア創造による事業を進めるためには、広い視野を持ち客観的に物事を考える事が必要です。

その為、専門職としての技術研鑽と共に、専門以外の研修にも積極的に参加するようにし、広い視 野で客観的に物事を考え、斬新なアイデアを提案できる人材を育成します。

1. 研修計画

職員自ら個人別の研修計画を計画・実行し、年間の振り返りをすることで、自主性をはぐくみ、研修を通じて知識・技術が身につく研鑽ができるよう計画を指導し、育成につなげます。

- 1) 年度初めに「1年後の成長している自分」を想定し、所長と確認します。
- 2) それに向けた取り組みを、研修・育成計画として掲げ、実施します。
- 3) 年度末に振り返りを行います。

2. 研修が受けられる環境整備

- 1) 専門知識・技術のみの研修に偏らず、社会・経済・文化・芸術・コンピュータ等の職員 のスキルアップに繋がる研修であれば積極的に参加を奨励します。
- 2) 研修参加の環境を整えるため、所長が職員の勤務スケジュールを調整します。

4 施設の管理運営

(1) 施設及び設備の維持保全、管理及び小破修繕の取組みについて

施設及び設備の安全確保及び長寿命化の観点から、適切な維持保全(施設・設備の点検等)計画及び積極的な修繕計画について、具体的に記載してください。

竣工後 26 年が経過する建物であり、建物の要求性能が昨今の暴風雨等に対応できていないものがあります。従来の維持保全に加え、「時代により変化している要求性能」に柔軟に対処することが長寿命化に繋がると考えています。

1. 維持保全

- 1) 職員による日常点検 施設の周囲や建物の外観等について職員による日常点検を実施します。
- 2) 専門業者による点検
 - 電気設備、冷温水器、ボイラー等の専門的な対応が必要な設備は、年度計画に基づき点検・管理を実施します。
 - 施設運営の基本的な機能を担っている為、機能を損なうことがないよう、点検時に 交換が必要とされる消耗品の取替は速やかに実施します。
- 2. 変化する要求性能への対応
 - 1) 建物の改修

昨今の災害をもたらすような暴風雨等への対処として、建築当初の規格では建物から雨漏りが発生する事があり、修繕で対応できないものについて必要な改修(グレードアップ)を実施します。

2) 地域ケアプラザの利用者が使用する設備・機材の刷新 古くなっているアンプ(拡声器)、トイレ(ウォシュレット)、蛍光灯等は計画的に刷新 していきます。

3. 清掃

日々の日常清掃に加え、毎月の定期清掃を実施しています。 植栽については、年2回植栽剪定を行い、病害虫の予防や周辺の環境を維持します。

(2) 事件事故の防止体制及び緊急時の対応について

事件事故の防止体制に関する意識の高さ・対応の適切性、事件事故発生時における緊急の対応について、具体的に記載してください。※急病時の対応など。

1. 防犯

- 1) 日中の巡回による防犯活動を行います。
- 2) 退館時の戸締りの確認を行います。
- 3) 夜間・休館日の警備会社による警備と連絡体制を敷きます。
- 4) 地域で詐欺被害が出ている場合など、警察署・派出所、地域、行政と連携し詐欺被害防止 の取組を行います。

2. 介護事故の防止

- 1) 介助に関する事故発生要因、事故発生要因に対する事故防止の対応策と危険予測をまとめており、職員に周知することで事故を防止します。
 - 車椅子移動、姿勢の保持、安全な移動、食事介助、排泄介助、入浴介助等についてマニュアル化します。
- 2) 定期的にマニュアル教育を行い、介護事故防止に繋げます。

3. 事故発生時の対応

- 1) 事故・リスクの構造 利用者の要因、職員の要因、環境の要因に分けて事故を分析します。
- 2) 事故発生時の対応 事故発生時のプロセス、確認事項、事故受付・対応の流れ(報告連絡のルート)を文書化 し周知します。
- 3) 職員連絡網
 - 災害・事故等緊急時 職員連絡網を作り、連絡がスムーズに行えるようにします。
 - 電話等がつながらない場合を想定し、LINEによる連絡が可能な方について「神之木地域ケアプラザ連絡網グループ」を作成し、連絡体制を整備します。

4. 急病の対応

- 1) 防災訓練等で消防署職員からAEDの取り扱い方法を学び、職員が使用できるようにします。
- 2) AEDがいつでも使用できるよう、定期点検を行います。
- 3) 地域の救急病院と連携し、急病人の対応をできるようにします。

(3) 災害に対する取組みについて

ア 福祉避難所の運営について

地域ケアプラザは、区防災計画に基づき福祉避難場所として開設及び運営を行うことが規定されていますが、発災時に備えた事前準備や特別避難場所の運営方法(職員の参集方法や日ごろの訓練等)について、具体的に記載してください。

1. マニュアルの整備と訓練

- 1) 大規模地震発生時対応マニュアル、火災発生時対応マニュアル、台風等対応マニュアル の3つのマニュアルを整備しています。
- 2) 防災訓練等でマニュアルの内容確認とマニュアルに沿った対応を実施します。

2. 発災時の対応

1) 開所時間外

所長・担当課長、及び神之木地域ケアプラザの近所に在住している職員が地域ケアプラザに参集します。

- 2) 開所時間内
 - 施設利用者の人数を確認します。
 - 災害対応マニュアルに従い利用者の安全確保を行います。
- 3) 所長、または、担当課長が、「災害・事故等緊急時 職員連絡網」に従い職員の安全確認を行います。
- 4) その他の職員も、発災時の交通手段等の状況により参集します。
- 5) 地域ケアプラザに参集後、災害時BCPに基づき防災組織を立ち上げます。
- 6) 災害時BCPに従い、施設の被害状況を確認し区役所本部に連絡します。
- 7) 施設にいない利用者の安否確認を行います。
- 3. 福祉避難所の運営

福祉避難所 開設・運営マニュアルに従い運営を行います。

- 1) 受入場所として、1F 多目的ホールを確保します。
- 2) 福祉避難所の運営体制は、所長・担当課長・主任が中心となり、保健師・介護職員等で実施します。
- 3) 備蓄品の確認、トイレは身体障がい者用トイレを確保します。
- 4) 開設準備完了の報告を区役所本部に行います。
- 5) 区役所からの開設要請に基づき、福祉避難所を開設します。

イ 災害に備えるための取組みについて

震災や風水害等といった災害に備えるための取組みについて、具体的に記載してください。

1. 災害リスクとBCP

- 1) 「災害時事業継続計画」(BCP)を策定します。BCPの中では災害時の対応方針と対応方法についてまとめを行います。BCPを職員が活用できるようにする為、防災訓練等でBCPの内容に沿った対応を実施し、継続的に内容の改訂と訓練を重ねることで災害時への対応力を付けています。
- 2) 地域ケアプラザ周辺の災害リスク(津波浸水、土砂災害等)を確認し、安全と思われる避難経路を横浜市神之木地域ケアプラザ「災害時事業継続計画」(BCP)の中に記述します。

2. 防災訓練の実施

- 1) 年に2回、防災訓練を実施します。
- 2) 火災発生、地震、津波等を想定し、避難経路の確認と利用者様との避難を行い、課題を見付け、改善に取り組みます。

3. 防災備蓄品の管理

- 1) 防災備蓄品
 - 倉庫内に品目ごとに分類し、張り紙をして、どこに、何が、どのくらいあるかを わかりやすく表示します。
 - 災害時に必要な防災備蓄品をスムーズに取り出せるようにします。
- 2) 支給品以外の備蓄

災害時に必要と思われる電池・携帯充電器・ラジオ・懐中電灯等を備蓄品として整備 し、災害時への準備を強化します。

(4) 公正・中立性の確保について

公の施設として、市民、団体及び介護保険サービス事業者等に対して、公正・中立な対応を図るための取組について記載してください。

- 1. 貸館業務、自主事業申込時による公正・中立な対応
 - 貸館利用希望団体や自主事業参加希望者が定員を上回った場合には、公正中立の確保を重視 し、「くじ引き」、「じゃんけん」等の方法で決定することを徹底しています。
- 2. 介護保険事業所や医療機関等の情報提供における公正・中立な対応
 - 1) 情報提供

総合相談業務における情報提供の際に「正当な理由なく特定の事業所に偏らない」よう 事業所一覧(「ハートページ」「横浜市内の病院・一般診療所・歯科診療所名簿」「神奈川 区在宅医療マップ」等)を提示します。

2) 自己選択支援

相談者の意思を尊重した上で、相談者自ら選択の判断をしていただくことを厳守します。

3. 介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント業務の委託時における公正・中立な対応 特に公正で中立性の高い支援を心掛け、利用者アンケートの実施により相談者の声を重視し た支援をします。

(5) 利用者のニーズ・要望・苦情への対応

利用者の意見、要望及び苦情等の受付方法並びにこれらに対する改善方法について、具体的に記載してください。

- 1. 利用者アンケートによるニーズ把握
 - 1) 全ての事業について「利用者アンケート」を年1回実施し、ニーズの把握を行います。
 - 2) ニーズや苦情等を職員と共有し、事業運営に反映します。
- 2. ご意見箱の設置
 - 1) 地域の方々からの意見・苦情を伺う為、「ご意見箱」をエントランスホールに設置します。
 - 2) ご意見・苦情を事業運営に反映します。
- 3. 苦情受付体制
 - 1) 苦情受付「苦情受付責任者」「苦情解決責任者」を定めます。
 - 2) 地域ケアプラザで苦情解決ができない場合、法人第三者委員会による苦情解決を行います。

(6) 個人情報保護・情報公開、人権尊重について

個人情報保護及び情報公開の取組、人権尊重など横浜市の施策を踏まえた取組について、具体的に 記載してください。

1. 個人情報保護

- 1) 個人情報保護法に従い、必要性の不明確な個人情報を、本人の同意がないまま提供することはありません。
- 2) 一方、高齢者虐待等で法令に定めのある場合、本人の利益を守ることが優先される場合 には、職員からの所長報告により、緊急性を判断し外部提供を行えるよう適切に運用を 行います。
- 3) 年度初めに全職員に対し、個人情報保護の教育を行い、個人情報保護の重要性を確認すると共に、個人情報漏洩チェックシートを実施します。
- 4) 毎月、神奈川区地域ケアプラザ所長会で報告のある「指定管理に係る事件・事故記者発表案件」を職員と共有し、業務上での注意事項を確認します。

2. 情報公開

- 1) 横浜市情報公開条例の趣旨に則り、情報公開規程を定めています。
- 2) 情報公開規定に則り、適正に運用を行います。

3. 人権尊重

- 1) 独居高齢者や認知症高齢者が、判断力が低下し自己決定ができない場合、支援ができる 家族親族等がいない際には、積極的に必要な援助や支援を行います。
- 2) 高齢化等に伴う判断力の低下や、生活意欲の喪失などにより支援等を拒否する方に対して、毎週開催する総合相談支援検討会議等で、本人の意思や拒否の要因を検討し、人権・ 権利を守る視点での支援を行います。
- 3) 職員は、人権の基本が自由権にある事を認識しながら、高齢者の人件侵害を受けやすい 特性を理解して、地域で自分らしく生活できるように、関係機関と連携して支援を行い ます。

(7) 環境への配慮、市内中小企業優先発注など、本市の重要施策を踏まえた取組

ヨコハマ 3 R夢 (スリム) プラン、市内中小企業振興条例の趣旨及び男女共同参画推進等に対する 考え方について記載してください。

1. 環境への配慮 (ヨコハマ3R夢プラン)

地域ケアプラザ内でごみの発生抑制、再使用、再生利用を進め、ごみの減量と脱温暖化に取り組みます。

1) ごみ発生の抑制

- 地域ケアプラザでは、紙ごみの発生量が多いことから、従来、紙で印刷・回覧・保 管していた文書等のデジタル化を推進することで、紙の使用量を削減します。
- プラスチック容器、ペットボトル等の使用を控えるため、ボトル(水筒)の利用促進を行い、ごみ発生を減らすようにしています。

2) 再使用

■ 紙ごみの再利用として、使用可能なものについて裏紙を使用します。

3) 再生利用

■ ゴミの分別を行い、再利用でできるようにします。(プラスチック製容器・空きびん・空き缶・古紙等)

2. 市内中小企業優先発注

地域の中小企業は、地域のまちづくり、災害時の助け合いなど、地域社会への貢献に寄与しています。地域ケアプラザの物品および役務の調達にあたっては、予算の適正な執行や公正な競争及び適正な履行の確保に留意し、市内(地域)中小企業者への発注機会を増やします。

3. 男女共同参画推進

- 1) 介護・福祉の職場で、どのようなテレワークが可能であるのか検討を進めます。実施可能なものについて規則を定め、実施できるようにします。
- 2) ワーク・ライフ・バランスの実現の為、時間外労働を減らすよう要員配置や業務の見直しを行います。

5 事業

(1) 全事業共通

ア 施設の利用促進について

施設の稼働率向上のための対策や効率的な施設貸出の方法、利用者のために有益な情報提供を 行う方法について、その効果も含め具体的に記載してください。

1. ケアプラザの周知

- 1) 施設の機能(地域の福祉活動拠点)、活動内容を周知します。
- 2) 地域の会合に出向きケアプラザの周知を図ります。
- 3) 地域のサロンや地域活動の場に出向きケアプラザの周知を図ります。
- 4) 地域の方にケアプラザに来ていただけるような雰囲気や環境づくりをしていきます。

2. 広報物の活用

- 1) 広報誌「梢」を年間 11 回発行します。
- 2) 広報誌と同内容をホームページにアップします。
- 3) それぞれの講座や企画のチラシを作成します(わかりやすい内容)。
- 4) 今までの設置場所だけでなく、子育て支援機関や障がい者施設等にも広報誌「梢」設置をお願いしていきます。

3. 貸館について

- 1) 昨年度、多目的ホールの稼働率は、9時から12時:78%、12時~15時:65%、 15時~18時:55%、18時~21時:29%です。
- 2) 予約状況を館内に掲示します。
- 3) 本日の利用予定を掲示します。
- 4) 利用団体や新規団体に予約の取りやすい曜日・時間の周知をしていきます。
- 5) 広報誌に利用案内の記事を定期的に載せ PR していきます。
- 6) 地域の会合や集まり等で貸館の情報を提供していきます。
- 7) 利用・予約方法が複雑との声がありますので、利用者への丁寧な説明に努めます。

イ 総合相談について(高齢者・子ども・障害者分野等の情報提供)

高齢者・こども・障害者等の分野に関する情報提供の取組についての考え方、提供手法について 記載してください。

「地域の身近な相談窓口」としての役割を果たせるよう、日頃から各種情報収集を行います。そ して、地域から信頼していただけるような対応を行います。

1. 配架依頼について

区役所や公共性の高い地域から配架依頼のあったパンフレットや案内等の書類を、地域の人が手に取りやすいエントランスに配架します。

2. 分類

パンフレットや案内等の書類は、種類ごとに分類し、地域の方々が目的の案内・書類を見付けやすいようにします。

3. 更新

イベントの終了等で期限の過ぎたものについては、適時の廃棄・更新を行います。

ウ 各事業の連携及び関連施設(地区センター等)との連携について

地域ケアプラザの役割を果たすための、各事業担当間や関連施設との情報共有、円滑かつ効率的な管理運営に対する考え方を記載してください。

1. 事業担当者間の情報共有

1) 朝礼での情報共有

日々の朝礼で、地域ケアプラザの事業予定、地域支援での気になる事の報告等による情報共有を行います。

- 2) 総合相談支援検討会議での情報共有 地域から寄せられた相談内容について、職員が共有・検討するため、毎週、総合相談支 援検討会議を行います。
- 3) 課長・主任会議

月に1回程度、課長・主任会議を開催し、地域包括支援センター、地域活動交流事業、 生活支援体制整備事業、居宅介護支援事業、通所介護支援事業の進捗・課題等について 共有します。

4) 職員会議

年に2回、職員会議を開催し、法人の事業状況等を共有します。

- 2. 関連施設との情報共有
 - 1) 毎月1回、3館での連絡会議を開催し、施設の設備・運営・連絡体制等について情報共有します。
- 3. 円滑かつ効率的な管理運営
 - 1) 地域ケアプラザでは、地域包括支援センター事業・地域活動交流事業・生活支援体制整備事業、居宅介護支援事業、通所介護事業を行っています。それぞれの事業に、地域活動交流事業、生活支援体制整備事業には、それぞれ地域交流コーディネーター、生活支援コーディネーターがいます。
 - 2) 地域包括支援センターでは、社会福祉士・主任介護支援専門員・保健師の職員がおり、 専門職とコーディネーターが連携して支援を行えるよう、専門職とコーディネーター の座席を近くに配置します。
 - 3) 地域包括支援センター事業・地域活動交流事業・生活支援体制整備事業、居宅介護支援 事業、通所介護事業間での情報共有は、毎朝の朝礼で各事業の報告を実施します。報告 内容を「朝礼記録」として記録し、不在の職員が確認できるようにします。

エ 地域福祉保健のネットワークの構築について

地域の関連団体や関連機関との情報共有やネットワーク構築に対する考え方について記載してください。

- 1. 地域福祉保健のネットワークの構築 ネットワーク構築の基本は「顔の見える関係」の構築と考えております。
- 2. 地域の関連団体や関連機関との連携

地域活動を行う団体の定例会や会合等に出来る限り足を運び、地域ケアプラザの周知を図ります。その中で、個別課題や地域課題を共に共有し、ネットワークの一員として問題解決に向けて共に動くことが出来る様にします。

3. 「地域福祉保健計画」への協力

「地域福祉保健計画」の策定及び推進のため、区役所・区社会福祉協議会と協働し、地域情報を円滑に共有するための関係性構築に努めます。地域住民が抱える課題・問題で専門職に繋ぐ必要がある場合は、地域ケアプラザが把握している専門職ネットワークを活用し、適切な支援に努めます。

オ 区行政との協働について

区政運営方針、区の事業等を踏まえたうえで、区行政との連携について具体的な取組を記載して ください。

1. 事業計画段階での区行政との連携

年度初め、毎年の事業計画をPDCAシートに作成し、その中で区運営方針にある 「①安全・安心なまちづくり ②誰もがいきいきと暮らし続けられるまちづくり ③魅力にあふれ 愛着が持てるまちづくり ④地域の力やつながりをはぐくむまちづくり」 における区の施策につながる事業を地域ケアプラザとして計画します。計画した事業内容について区役所と 討議・意見交換を行い、連携のとれた事業計画として作成します。

- 2. 事業実施段階での区行政との連携
 - 1) 安全・安心なまちづくりでの連携
 - 福祉避難所関連事業 災害時等に配慮が必要な方を受け入れるための施設として、準備・設営・運営を行います。
 - 2) 誰もがいきいきと暮らし続けられるまちづくりでの連携
 - 地域包括ケアシステムの構築 地域ケア会議で「在宅生活への移行に関連するテーマ」を取り上げ、多職種間でそれぞれの役割や機能、情報の流れを整理し事例を積み上げます。その積み重ねにより、多職種連携による在宅療養生活を支える仕組みを地域の中で作り上げます。
 - 介護予防普及啓発 担当する3地域の町内会館等に出向き、介護予防出張講座として「体力測定 de 健 康アップ講座」を開催します。

■ 認知症高齢者支援事業

高齢者(特に認知症の方)の買い物における支援を行うため、地域の商店街経営者対象に「認知症サポーター養成講座」を行い「認知症みまもり協力店」を増やします。

「みまもりキーホルダー」については、キーホルダー更新に伴う普及及び更新登録 会を地域の町会館等で実施し、更新と共に新規の利用を促進します。

■ 住民の意思決定支援事業

地域のサロンや地域ケアプラザで実施している事業(は一とふる喫茶(認知症カフェ)等)でライフデザインノートの紹介や考え方・書き方の説明を実施し、地域への普及・啓発を行います

- 3) 魅力にあふれ愛着が持てるまちづくりでの連携
 - 商店街の魅力発信事業 商店街での空き家ついて、地域の方々から意見を取り入れ、行政、地域商店街、所 有者等と連携して活用方法を検討し、地域で魅力あるまちづくりを支援します。
- 4) 地域の力やつながりをはぐくむまちづくりでの連携
 - 地域福祉保健活動推進・支援 地域での第3期地域福祉保健計画の推進を、区役所、区社協担当者と共に地域活動 の推進を支援します。また、第4期地域福祉保健活動計画策について、区役所、区 社協担当者と共に計画の策定に向けた支援をします。
 - 民生委員・児童委員活動支援 民生委員・児童委員の見守り活動等での相談を受け、関係部門と連携を取りながら 解決の為の支援を行います。
- 5) その他
 - 定例カンファレンス 毎月1回、地域の個別事例のカンファレンスを行い、解決に多くの課題がある方の 支援について協働して解決に取り組みます。
 - 区地域ケアプラザ所長会での連携 毎月 1 回 区行政からの事業実施等に関する連絡・報告を受け、事業を推進しま す。また、地域ケアプラザが抱えている課題・問題点について区行政や他の地域ケ アプラザからの情報(事例、対処方法等)を受け解決していきます。
- 3. 事業評価における区行政との連携 年度末に地域ケアプラザで実施した事業を報告・評価し、次年度に繋げる事業計画策定を区 役所と連携して行います。

カ 地域福祉保健計画の区計画及び地区別計画の推進について

区地域福祉保健計画の区全体計画及び地区別計画の策定・推進の事務局として、地区別支援チームのメンバーの中でどのような役割を果たし、どのような体制でどのように取り組むか具体的に記載してください。

1. 役割

地区別支援チームのメンバーとして、地域ケアプラザの持つ総合相談、地域会合、活動団体等からの地域ニーズや専門職としてのノウハウについて、区役所や地域団体と共有し、区計画・地区別計画策定に関する情報提供を行います。

また、各地区の計画策定責任者・区担当者・区社協と連携し、地区別計画の策定を支援します。

2. 体制

- 1) 毎月1回、地域ケアプラザ内で地区支援会議を開催し、地区支援状況の進捗や課題の確認・共有を行います。
- 2) 担当する3地区に、各地区2名の地区担当職員を配置します。

3. 取組

- 1) 地区の連合町内会等の定例会議・行事に参加し関係づくりを行います。
- 2) 3 地域の地域支援情報を共有するため、地域ケアプラザ内で、地域支援会議(基本毎月 1回)を開催し、地域情報を職員が共有します。
- 3) 地区別推進会議等で地域ニーズや課題を共有し、地域の方々の地区別計画策定を支援します。
- 4) 区計画の意見聴取に際し、取組を支援する立場から必要に応じて意見を具申します。

キ 地域包括ケア区行動指針の推進について

地域包括ケア区行動指針の推進主体の1つとして、地域包括ケアシステムの構築に向けて地域の中でどのような役割を果たし、どのように取り組んでいくか具体的に記載してください。

横浜市が示す2025年の目指す将来像に基づき、神奈川区が4つの重点方針を定めています。 地域ケアプラザの5職種が連携し、神奈川区の重点方針に基づき事業を推進します。

1. 在宅医療・介護連携

- 1) 多職種連携による展開
 - ・多職種の専門職が連携することで在宅医療・介護サービスを提供できる体制を強化します。
 - ・個別レベル地域ケア会議の年4回開催を目指し、多職種連携で課題を検討しネットワーク 構築を目指します。
 - ・薬剤師と訪問看護ステーション、ケアマネジャー、訪問介護士、施設協力医との情報交換 会を開催し、医療的課題の多いケースを多職種で検討し、ネットワーク構築を目指します。

2) 医療連携

- ・病院と連携し入退院時の円滑な流れを構築します。入退院時には病院の相談員と連絡を密 に取り、高齢者が在宅から病院、病院から在宅に戻る過程がスムーズで安心できるよう進 めます。
- ・地域住民に対して、在宅医療の相談窓口が地域ケアプラザ・地域包括支援センターである こと(神奈川区在宅医療連携拠点が後方支援)を周知します。
- 2. 多様な主体による生活支援の充実
 - インフォーマルサービスの活用 高齢者のニーズ把握と地域住民による活動を含めたインフォーマルサービス情報を整理し、ケアマネジャー等に情報提供します。
 - 2) 地域住民の互助・共助活動の支援 地域住民同士の支え合いによって高齢者の日常生活の困りごとを支援する取り組みを 拡充します。
 - 3) 地域サロンの支援 サロン連絡会を開催し、サロンが高齢者の社会参加の機会・活躍の場となるよう支援し ていきます。

3. 介護予防

1) 介護予防情報の提供

地域住民に対して認知症予防・フレイル予防・転倒予防等の情報提供を行います。介護 予防活動グループやインフォーマルサービス情報を把握・リスト化し、地域住民やケア マネジャーに提示します。

- 2) 介護予防団体への支援
 - 元気づくりステーション、シニアクラブ、高齢者サークル等が活動しやすいよう必要時支援します。
 - 身近な場所での住民主体の介護予防活動が引き出されるよう支援します。

3) 介護予防ケアマネジメント力の向上

介護予防ケアマネジメントの研修をケアマネジャー対象に実施します。利用者の状況 に合わせて、インフォーマルサービスやサービスB、訪問型サービスC等が適切に活用 できるよう勉強会を開催します。

4. 認知症対策

1) 認知症サポーター養成講座の普及

認知症の方や家族が安心して暮らし続けることができる地域づくりに努めるとともに、 高齢者のみならず、地域にある企業や小中学校、マンション住居者等を対象に認知症サポーター養成講座を行います。「認知症高齢者みまもり協力店」の普及を図ります。

2) みまもりキーホルダーの普及 神奈川区の事業である「みまもりキーホルダー」の登録普及に向け、地域で出張登録会

3) キャラバンメイトとの連携

地域のキャラバンメイトと交流会を企画し、連携を図ることで認知症になっても安心して暮らせる地域づくりに向けたネットワーク構築を図ります。

4) 認知症カフェの展開

を開催します。(現在、約550人登録しています。)

認知症カフェ(は一とふる喫茶)の地域への展開を目指し、運営支援を行います。

5) 介護者支援

認知症のご本人への支援と併せて、介護者への支援として、「介護者のつどい」を定期 開催します。介護者同士の交流や介護者自身の居場所として活用していただけるよう にします。

6) 相談機能の周知

地域住民の方が見守りする中で、認知症が疑われる方を発見した際、ケアプラザに繋がることができるようにケアプラザの機能や相談機関であることを周知・発信し続けていきます。

7) 認知症初期集中支援チームの活用 医療やサービスに繋がりにくいケースを発見した際には、「認知症初期集中支援チーム」の活用を検討し適切な支援に繋げます。

8) 連携支援

地域住民等と関係機関(地域ケアプラザ協力医、ケアマネジャー、配食業者等)が集える交流会を企画し、地域での困りごとや支援方法を検討することで顔の見える関係性の 構築と継続的な連携支援を図ります。

(2) 地域ケアプラザ運営事業(地域活動交流事業。以下「地域ケアプラザ運営事業」という。)

ア 自主企画事業について

高齢者・こども・障害者等の分野それぞれの福祉保健活動の開発・実施及び自主活動化への取組 について、具体的に記載してください。

地域の福祉活動拠点の場として、子ども、障がい児・者、高齢者、地域向けの幅広い方たちを対象とした自主事業を行うようにしています。

- ・地域のニーズに合わせた取り組みを行います。
- ・包括、生活支援事業、地域活動交流事業、それぞれの強みを活かして、各部門が連携しながら事業を企画・実施します。

主な取り組み

1、高齢者支援

参加者同士が交流できるような事業内容で取り組んでいます。

脳トレ倶楽部	参加者同士が頑張る仲間として一緒に脳トレを行います(脳を	
	使った認知症予防)。	
木曜サロン	参加者同士交流し、手先や脳を使い楽しみながら物づくりを行	
	います。	
介護予防事業	介護予防サークルに協力いただき、体験講座や地域への出前講	
	座を行っています (保健師と共催)。	

2、子育て支援事業

子育て中の親子の交流、高齢者施設、地域ボランティア等が交流できるような事業内容で取り組んでいます。

を提供
責極的
せで、
ってい
きるス
ます。

子育て支援機関と連携した事業	 「ワイワイパーク」 「かなプラ子育て応援タイム」他 地域の保育園、かなーちえ等との共催で地域の親子支援を行います。
ダブルケアカフェ	子育てしながら介護をしている方が集える場を提供します (社会福祉士と共催)。

3、障害者支援事業

障がい啓発に関する	視覚障がい者への理解や誘導の仕方を学ぶ講座を行います	
事業	(区社会福祉協議会をと共催)。	
特定疾患ふれあい交	特定疾患(脊髄小脳変性症とパーキンソン病等)の患者と介護	
流会	者のための交流会を開催しています (区役所と共催)。	

4、地域との共催事業

ぽっかぽか。夏のイベ	地域の子ども食堂と共催で夏休みのイベントを開催し、	地域の
ント	子どもたちの情報を共有しています。	

5、どなたでも参加できる事業

くーる一む・ほっとる	どなたでもお越しいただけるフリースペースで、クールシェア・
-to	ウォームシェアなども兼ねています。
かみのきサロン「ぞう	どなたでお気軽にできるボランティアとして開催しています。
きんプロジェクト」	ぞうきんを作成し、出来上がったものは保育園にお渡しします。
地区センター、ナザレ	「地域ふれあいまつり(センターまつり)」、「かみのきクリスマ
工房との共催	スコンサート」を行っています。

イ 福祉保健活動団体等が活動する場の提供について

地域住民の福祉・保健活動団体が活動する場の提供について、利用促進をはかるための具体的な取組を記載してください。

地域ケアプラザを地域の福祉活動拠点として、多くの福祉保健活動団体が利用していただけるように努めていきます。

1. 場の提供

- 1) 広報誌「梢」、ホームページ、館内のホワイトボード等でケアプラザが活動の場として利用できることをPRします。
- 2) 障がい児・者自主活動団体の活動の場として確保を行っています(支援団体:グループスヌーピー)。
- 2. 貸館利用団体への取組
 - 1) 貸館に登録いただいている介護予防団体一覧の冊子を作成しています。
 - 2) 団体の協力をいただきながら、講座イベントを開催しています。
 - 3) 福祉保健活動団体の活動を広報誌「梢」に掲載します。

ウ ボランティア登録、育成及びコーディネートについて

ボランティア登録、育成及びコーディネートについて具体的に記載してください。

担当している地域とケアプラザ内で活躍するボランティアの充実を目指していきます。

- 1. 地域のボランティアセンターや人材
 - 1) 地域のボランティアセンターと連携します。
 - 2) ボランティアセンターの会議等に参加し、情報を共有していきます。
 - 3) 地域のボランティアセンターの情報を地域住民(相談者等)に周知します。必要な場合には住民に情報が提供でき、またセンターとのコーディネートができるようにしていきます。
- 2. 区社会福祉協議会との連携
 - 1) 神奈川区内のボランティア情報を共有し、支援エリアの活動団体等に情報が提供できるようにします。
 - 2) 共催で講座を実施していきます(区内のボランティアや移動支援センターとの連携)。
- 3. ケアプラザに登録しているボランティアや地域の人材
 - 1) 定期的にボランティアの募集を広報誌等で行います。
 - 2) 活躍しているボランティアの活動を広報誌等で紹介していきます。
 - 3) 地域で活躍しているボランティアに協力いただきイベント等を企画します。

貸館登録団体の活動が社会資源(ボランティア)として協力いただけるように団 体と交流していきます。

エ 福祉保健活動等に関する情報収集及び情報提供について

地域における福祉保健活動団体や人材等の情報収集及び情報提供について具体的に記載してください。

- 1. 福祉保健活動団体・人材の情報提供
 - 1) 情報提供に広報誌「梢」を活用します。
 - 2) 活躍しているボランティア活動者を広報誌「梢」で紹介します。
 - 3) 介護予防団体の情報を広報誌「梢」で紹介します。
 - 4) ケアプラザで活動している介護予防団体一覧を冊子として作成・定期的に更新を行い、 適時、情報提供できるようにします。
- 2. 福祉保健活動団体・人材の情報収集
 - 1) 包括保健師、生活支援コーディネーターと連携し、地域の福祉保健活動の情報収集を行い、必要な方に必要な情報提供ができるようにしていきます。
 - 2) 「貸館団体説明会&交流会」を開催し、団体同士も情報の交換ができるようにします。
 - 3) 担当地域のボランティアセンター、区内のボランティアセンター、ケアプラザで情報を 共有できるように連携していきます(交流会の参加)。
 - 4) 地域の会合や集まりに積極的に参加し、地域人材の情報収集・情報交換を行います。

(3) 生活支援体制整備事業

ア 高齢者の生活上のニーズ把握・分析について

高齢者の生活支援、介護予防、社会参加等に資する、住民主体の地域活動や生活支援サービス等の実態を把握・整理し、高齢者のニーズに対して必要な資源を分析するために、どのように取り組んでいくか、地域ケアプラザ内の職種間連携の視点も踏まえて、具体的に記載してください。

地域での新たな課題(高齢独居、ごみ屋敷、空き家、シャッター商店街、認知症、8050問題、引きこもり、就職氷河期世代、ボランティア、地域活動場所・内容等)に対し、地域包括ケアシステムの取組を今まで以上に加速します。そのためには多様な主体による生活支援や介護予防の充実した地域づくりを目指し、その環境整備を行う「生活支援体制整備事業」を着実に推進します。また、総合事業によりサービスを多様化することで、サービスの充実と費用の効率化の実現を目指します。「生活支援体制整備事業」は総合事業と一体的に進めていきます。

1. 住民主体の地域活動や生活支援サービス等の実態把握

- 1) 総合相談からのニーズ把握 地域ケアプラザで毎週実施される総合相談支援検討の中から、生活支援、介護予防、社 会参加に関連するニーズを把握します。
- 2) 地域サロン・講演会・自主事業等からのニーズ把握 地域住民主体のボランティア活動・見守り活動・防災部会・サロン・講演会・ケアプラ ザ自主事業等の情報を共有し、活動内容と共に「生活の中の張り合いはどのようなこと に感じるのか?」「地域で活躍できる役割はないか?」「地域との関係はどうか?」など ニーズ・課題等を把握し記録します。

2. 分析

- 1) 毎月1回、地域ケアプラザ職員で地域支援会議を開催し、実態把握にて文書記録した地域活動や生活支援サービスの内容・課題を、職員が共有できるようにします。
- 2) 保健師・地域活動コーディネーターと共に、自立支援の観点を持ちながら、住民主体の 地域活動や生活支援サービスを「高齢独居、ごみ屋敷、空き家、シャッター商店街、 認知症、8050問題、引きこもり、就職氷河期世代、ボランティア、地域活動場 所・内容等」に分類します。
- 3) 自立支援の視点から、地域ニーズに対して不足しているサービス・活動の場等を明らかにします。

イ 多様な主体による活動・サービス及び社会資源の把握・分析について

多様な主体が協力して高齢者の生活支援、介護予防、社会参加の充実した地域づくりを進めるために、地域、NPO、民間企業等の社会資源をどのように把握・分析し、連携して取り組んでいくか、具体的に記載してください。

1. 地域、NPO、民間企業等の把握 地域ごとに、公共施設・医療機関・企業・商店等に分けて、名前・住所・電話番号等の情報

2. 分析

をまとめます。

- 1) 地区ごとに公共施設・医療機関・企業・商店等をグラフ化し、地域比較することで不足していると思われる資源を明らかにします。
- 2) 地区別ニーズからエリア内で解決すべき課題の仮説を作ります。
- 3) 課題解決の活動テーマを考えます。
- 4) 活動テーマを交流・居場所、生活支援、見守り等に分類します。

3. 連携

- 1) 活動テーマから、必要な関係者・企業を洗い出し、住民による支援、企業による支援の連携先の組み合わせを考えます。
- 2) 商店・企業・施設への呼びかけや調整を行います。
- 3) テーマに沿った交流会・検討の場をつくります。
- 4) 地域が主体となった取組みになるよう、地域の理解を得ながらニーズとサービスのマッチング支援を行います。

ウ 目指すべき地域像の共有と実現に向けた取組み(協議体)について

地域性を踏まえた上で、地域住民とどのように信頼関係を構築し、目指すべき地域像を共有していくか、また、その実現に向けた協議の場(協議体)を設置・運営する方法について具体的に記載してください。

1. 信頼関係の構築

地域ケアプラザの圏域では自治会・町内会活動が盛んです。自治会町内会活動やサロン等に 積極的に参加し、キーパーソンからの協力を得られる関係づくりを行います。

- 2. 目指すべき地域像の共有
 - 1) 目標設定
 - 2040 年頃の地域データを分析し、地域がどのような状態になっているのかを把握 します。
 - 「交流・居場所」「生活支援」「見守り・つながり」の観点で、地域の活動・サービスを検討します。
 - 2) 地域像の共有

地域ケアプラザの地区支援会議において、専門職の観点から地域の活動・サービスを共有します。

地区別支援チームの会議で共有します。

3. 協議体の設置・運営

地域ケア会議、地域福祉保健計画推進会議、地域ケアプラザ運営協議会等の場を活用します。

エ 地域の主体による活動・サービスの創出・継続・発展に向けた支援について

地域性を踏まえた上で、多様な主体による活動・サービスの創出・継続・発展にどのように取り 組んでいくか、具体的に記載してください。

地域で必要とされている活動・サービスを創り、継続的に発展させる為の企画・立案を行います。

- 1. 交流・居場所について
 - 1) 地域の方々と共に、地域活動に参加したい人を発掘し、地域に既にあるサロン・食事会・ 趣味の会・健康づくり等への参加を促します。
 - 2) 地域にない活動は、圏域を超えた活動情報を得て情報提供します。また、ニーズの多いものについては、新たな活動として立ち上げられるよう支援を行います。
- 2. 生活支援について
 - 1) ボランティア活動、インフォーマルサービス等により地域で身近な人からの支援が受けられるようコーディネートします。
 - 2) 専門的な対応が必要な場合、NPO法人・企業と連携した支援をコーディネートします。
- 3. 見守り・つながりについて
 - 1) 民生委員や地域住民との連携により、必要な制度や専門家につなげます。

(4) 地域包括支援センター運営事業

ア 総合相談支援業務について

地域性を踏まえた上で、地域包括支援センターの基本機能である総合相談支援業務をどのように展開していくか、具体的に記載してください。

総合相談支援業務は、包括支援センター業務の基盤的機能と位置付けています。 地域からは年間2,000件を超える相談があります。

- 1. 相談者の増加に対応する為、過去の相談履歴や経過を職員がすぐに確認できるようにします。そのことにより、スムーズな相談対応を実施できるようにします。
- 2. 相談者の相談内容から解決すべき課題を的確に把握するようにします。
- 3. 相談者すべての方に必要な支援が行き届くようにします。
- 4. 相談内容から地域の課題とニーズを分析できるようにします。

その為、以下の内容を推進します。

1. 相談受付体制の整備

No	項目	内容			
1)	専門職による相	地域包括支援センターの専門職が相談を受け付けます。			
	談	介護保険制度の知識や事業者・地域の情報を把握している専門			
		職が対応することにより、適切な支援を行います。			
2)	課題の明確化	相談者の背景・状況から適確に主訴(解決すべき課題)を見極			
		め、主訴を相談者と共有しながら支援をします。			
3)	担当者	毎月、相談担当者を配置し、地域の方々からの相談を受付で			
		る体制を作ります。			

2. 行動計画の検討・実施

No	項目	内容	
1)	1) 情報共有 相談内容をPC上で確認できるようにすることで、金		
		職員が情報共有をスムーズに行えるようにします。	
		支援を行う上で、困難度の高い相談については、朝礼で内容を	
		共有・記録し、不在時の職員も内容を共有できるようにします。	
2)	緊急性の判断	相談内容から緊急性を判断し、緊急度(地域包括支援センター	
		運営マニュアル)に応じた対応を行います。	
		緊急性が高い場合、翌日までの検討を待つことなく、訪問や警	
		察・救急車等の対応を行います。	
3)	行動計画の策定・	総合相談支援検討会議を開催し、支援方針と担当者を定め対応	
	実行	を実施します。	

3. 分析

No	項目	内容
1)	相談内容の推移	相談内容を認知症、引きこもり、権利擁護等で分類し、年度ご との推移がわかるようにすることで、地域のニーズ変化を明ら かにします。
2)	地域別ニーズ	地区別のニーズに分類することで、地域の特徴を明らかにします。

4. 評価

No	項目	内容		
1)	行動計画実施の	総合相談支援検討において、決定した支援方針に従い実施した		
	確認	結果を評価し、相談の終結を職員間で確認します。		
2)	困難事例の評価	困難事例について、対応方法が適切であったのかを評価し、同		
		様の事例への対応能力を高めます。		

イ 認知症支援事業について

地域性を踏まえた上で、地域包括支援センターの基本機能である認知症支援事業をどのように展開していくか、具体的に記載してください。

認知症の方や家族が安心して暮らし続けることができるように地域にある企業や小中学校など 多世代・多領域で活動している方にも認知症の正しい理解普及を促進し、町全体で見守りできる 地域づくりの展開を目指します。その実現に向け以下の取り組みを行います。

1. 認知症の正しい理解

- 1) 地域にある企業、小中学校、マンション住居者等を対象に「認知症サポーター養成講座」を行います。
- 2) 地域のキャラバンメイトと交流会を企画し、「認知症サポーター養成講座」の内容を、 受講者に合わせたものになるよう検討し、正しい理解や普及・促進のため連携を図りま す。
- 2. 認知症の人と家族が安心して過ごせる地域づくり
 - 1) 認知症カフェ(は一とふる喫茶)の地域への展開を目指し運営支援を行います。
 - 2) 介護者支援で開催している「介護者のつどい」を年間プログラムで継続して企画すると ともに、より多くの方が参加できるように広報誌やちらし、総合相談や訪問で周知を行 います。
 - 3) 企業等に「認知症サポーター養成講座」を実施し、「認知症みまもり協力店」に繋げます。

3. 認知症の早期発見・対応

- 1) 「みまもりキーホルダー」の普及を行うことで、地域住民とケアプラザが繋がりを作ります。
- 2) ケアプラザが相談機関であることを周知するとともに、必要に応じて個別相談に繋いで支援を行います。
- 3) 年間を通して「内科医による認知症相談」の日程をプログラムし、家族が相談できる環境の確保と包括職員が同席することで必要に応じたその後の支援に繋げます。
- 4) 医療やサービスに繋がりにくいケースを発見した際には、「認知症初期集中支援チーム」の活用を検討し、適切な支援を行います。

4. 切れ目のない支援体制の構築

地域住民等と関係機関(地域ケアプラザ施設協力医、ケアマネジャー、配食業者等)が集える交流会を企画し、地域での困りごとや支援方法を検討することで顔の見える関係性の構築と継続的な連携支援を図ります。

ウ 権利擁護業務について

地域性を踏まえた上で、地域包括支援センターの基本機能である権利擁護業務をどのように展開していくか、具体的に記載してください。

1. 権利擁護の考え方

「誰もが住み慣れた地域で尊厳ある生活を維持することが出来る」人としての当たり前の想いを支えていくことは、権利擁護の実践であると言えます。これは全ての地域包括支援センター業務に当てはまることであり、各職員が権利擁護の視点を持って支援します。

2. 権利擁護業務の展開

認知症になっても住み慣れた地域で安心してその人らしい暮らしを続けていける、またその人の尊厳が保たれる、そのような地域づくりをしていきます。その為、次の事を行います。

- 1) 高齢者虐待事例の通報・相談があった時には、緊急性の判断を行ったうえで事態の改善に向けて関係者と調整・訪問・連携を図ります。
- 2) 判断能力を欠く状況にある人の権利侵害の予防や対応、権利行使の支援を行います。
- 3) セルフ・ネグレクト状態にある高齢者を適切に判断し、区行政・関係機関等と連携して支援を行います。
- 4) 悪徳商法等消費者被害の未然防止のため情報発信を行います。また、実際に被害に遭われた方を発見した際には神奈川警察や横浜市消費生活支援センター等と連携を図り事態の改善に向けた支援に努めます。

エ 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務等

地域性を踏まえた上で、地域包括支援センターの基本機能である包括的・継続的ケアマネジメント支援業務等をどのように展開していくか、具体的に記載してください。

【包括的・継続的ケアマネジメント支援業務】

高齢者が住み慣れた地域で暮らし続ける事ができるよう、ケアマネジャー、主治医、地域の 関係機関等の連携、在宅と病院・施設の連携など、地域において、多職種相互の協働等によ り連携します。また、個々の高齢者の状況や変化に応じた包括的・継続的ケアマネジメント を実現するため、地域における連携・協働の体制づくりや個々のケアマネジャーに対する支 援等を行います。

- 1. 地域における連携・協働の体制づくり
 - 1) ケアマネジャーの課題の把握 ケアマネジャーの課題の把握方法として、「ケアマネジャーと施設協力医との事例検 討会・交流会」や居宅介護支援事業所へのアンケート実施を行います。
 - 2) 自主事業や他包括との協働事業の実施 フォーマル・インフォーマルを含む関係機関に関する情報提供、関係機関への周知、 意見交換等の場の設定、情報共有のための共通シートづくりなどを自主事業や他包 括との協働事業として実施します。
 - 3) 地域での共通課題に関する解決策の立案・実行・評価を行うツールとして、個別レベル地域ケア会議を年間で4回程度実施します。
- 2. 個々のケアマネジャーに対する支援
 - 1) 地域のケアマネジャーへの支援
 - ケアマネジャーに対する日常的個別支援、関係機関との連絡体制構築支援、ケアマネジャー同士のネットワーク構築支援、ケアマネジャーの実践力向上支援に努めます。
 - ケアマネジャーが開催するサービス担当者会議への出席、困難事例に対するカンファレンス開催、ケアマネクラブ幹事会へ出席します。
 - ケアマネジャーと施設協力医との事例検討会・交流会等を開催し、支援に困難 を感じている事例について検討を行ないます。
 - 気づきや困難に立ち向かう勇気が得られ、参加するケアマネジャーにとって学 びの場になるよう支援します。
 - 2) 他包括との協働で開催する事業 施設や病院の相談員との交流会、新人・新任ケアマネジャー研修会(区役所とも協 働開催)、介護予防ケアマネジメント研修等を行います。
 - 3) 地域の主任ケアマネジャーとのネットワークづくり 包括支援センターの主任ケアマネジャーと地域の主任ケアマネジャーが連携・協働 しながら、地域のケアマネジャーを支援できる体制づくりを進めていきます。

【在宅医療・介護連携推進事業】

1. 身寄りなし等高齢者への支援

身寄りなし等高齢者が医療機関に入退院する際に、身元保証の問題があり、対応に困難を極めるとの相談が多く聞かれます。その為、包括との共催で身元保証についての研修を昨年度開催しました。答えはなかなか見つからない状況ではありますが、病院・施設・ケアマネジャー・区役所等と連携し、必要な情報や各々が抱える問題・課題等をお互いに共有し、引き続き地域共生社会の実現に向け、政策につながるような話し合いの場を持ちます。

2. 施設協力医の活用

施設協力医の機能を十分に発揮していただけるよう、今後も「施設協力医による認知症相談会」や「施設協力医とケアマネジャーとの交流会・事例検討会」を開催します。適切な医療につながっていない相談ケースへのアドバイスやケアマネジャーの医療に関する知識不足の解決につながるよう支援します。また、ケアマネジャーからのニーズの抽出により、今後の地域ケア会議の開催に繋げます。

3. 神奈川区医療連携拠点との連携

地域住民に対して、在宅医療の相談窓口が地域ケアプラザ地域包括支援センターであることを周知します。(神奈川区在宅医療連携拠点が後方支援)また、神奈川区在宅医療連携拠点が行う連携会議や事例検討会に定例参加し、情報収集と協力体制を構築します。

オ 地域ケア会議について

地域包括ケアシステムの実現のために、地域ケア会議を活用してどのように取り組んでいくか、 具体的に記載してください。

地域包括支援センターが実施する地域ケア会議には、「個別レベル地域ケア会議」と「包括レベル地域ケア会議」があります。「個別レベル地域ケア会議」は年間 4 回、包括レベル地域ケア会議は1回~2回実施します。

1. 個別レベル地域ケア会議

医療、介護等の多職種が協働して高齢者の個別課題の解決を図るとともに、ケアマネジャーの自立支援に資するケアマネジメントの実践力を高め、地域包括支援ネットワークを構築します。

- 2. 包括レベル地域ケア会議
 - 1) 個別レベル地域ケア会議を積み重ねることにより得られた地域に共通した課題を明確化します。
 - 2) 地域課題の解決に必要な社会基盤の整備を目的とした包括レベル地域ケア会議へとつなげていきます。
 - 3) 介護保険事業計画への反映等の政策形成につなげられるよう目指します。この一連の 流れが、包括的・継続的ケアマネジメント支援(環境整備)につなげられ、地域で尊 厳のあるその人らしい生活の継続につなげられるように支援します。
- 3. テーマ設定について

個別レベル地域ケア会議のテーマについては、包括レベル地域ケア会議や区役所主催の区レベル地域ケア会議を見据え、区役所との相談・連携し設定します。

具体的には、

- ① 総合相談より多くあがる課題
- ② ケアマネジャーとの事例検討会での課題
- ③ 交流会で上がる課題
- ④ 地域の会議等に包括職員が出向いた際に把握した地域の課題

等から、包括職員と区役所担当職員で精査し検討します。

カ 指定介護予防支援事業・第1号介護予防支援事業(介護予防ケアマネジメント)について 事業実施に係る人員の確保・育成、指定居宅介護支援事業者への業務委託についての選定方法及 び具体的な支援内容の計画について記載してください。

高齢者に対して、介護予防の効果が最大限に発揮され、生活全般の機能が維持改善できるように 迅速に支援します。

1. 体制整備

人員の確保としては地域包括支援センター3職種を中心に予防プランナー、委託先居宅介護 支援事業所と連携します。介護予防の視点を重視したケアプランの作成、インフォーマルサ ービスや地域の支援につなげられる体制を整えます。

2. 人材育成

- 1) 計画的な研修を実施し、地域包括支援センター3職種、予防プランナー、委託先居宅介護支援事業所が最新の情報収集することで、能力の向上に努めます。
- 2) 目標をもって研修に参加し、学んだ情報について所内で共有できる体制を整えます。
- 3) 職員間で何でも相談できる人間関係を大切にし、スーパービジョンの機能を十分に発揮できる環境を作ります。

3. 指定居宅介護支援事業所への委託業務

- 1) 利用者に対し適切なサービスが提供できるよう、公正中立の確保に常に留意し、利用者の選択を受け、迅速に居宅介護支援事業者に横浜市の定める手続きを経て委託します。
- 2) 利用者の自立に向けて最適なプラン作成及びサービスの提供が行われているかについて、地域包括支援センター3職種が責任を持って確認し指導します。
- 3) 地域包括ケアシステムの中で介護予防を推進するべく、地域の関係者と課題やニーズを 共有し、互いの役割を理解し共働できる「顔の見える関係」を築きます。

キ 一般介護予防事業(介護予防普及強化業務)について

市や区の方針に沿って、介護予防に関する普及啓発や地域活動支援等の介護予防事業をどのように展開していくか具体的に記載してください。

地域の方一人ひとりが生活機能低下のリスクを知ることで介護予防の意識を醸成し、介護予防 に向けての取り組みが積極的になされる地域づくりに向けて支援します。その実現に向けて以下 のような事業を展開します。

1. 介護予防に関する普及啓発

- 1) 広報誌に介護予防に関する情報を掲載します。
- 2) 介護予防のハマトレ・コグニサイズ・はまちゃん体操のDVDを貸し出します。
- 3) 介護予防関係のパンフレット、案内等を配架します。
- 4) 地域のインフォーマル情報を把握・集約し「神奈川区地域でいきいきお元気マップ」 の内容更新を行うと共に相談や訪問、介護予防講座等で周知します。
- 5) 介護予防出前講座等で老人クラブ、町内会、高齢者サークルへ出向き、介護予防の知識や方法をお伝えし実践できるように支援します。
- 6) 年間を通じ介護予防に関する知識や方法を知り、実践できる場としてフレイル予防 (栄養・運動・口腔等) の講座を開催します。
- 7) 元気づくりステーション、シニアクラブ、各高齢者サークル等が、活動しやすいように必要時支援します。
- 8) 地区診断を通じ地域の課題を検討することで、上記の事業がさらに効果的に展開できるようにします。

2. 地域活動支援

- 1) 介護予防事業が住民の手でなされ根付いていくように地域で活動できる身近な会場の把握と環境整備を行います。
- 2) 地域会場やケアプラザで行う健康アップ連続講座から介護予防活動グループの派生を図り、自主化に向けた意識の醸成を促しながら継続的なグループ活動ができるよう支援します。
- 3) 地域活動交流コーディネーター、生活支援コーディネーターと連携しサロン連絡会を年2回行い地域活動グループの把握と運営支援を行います。

ク 多職種協働による地域包括支援センターネットワークの構築について

包括的支援事業を効果的に実施するために、介護サービスに限らず、地域の保健・福祉・医療サービスやボランティア活動、インフォーマルサービス等の社会資源が有機的に連携できるためのネットワークづくりをどのように行っていくかを記載してください。

介護保険や障がい福祉サービス関連のネットワーク会議への参加、地域で行われている様々な会議や定例会への参加、区役所との協働による地域のささえあい活動の醸成、要援護者支援に向けての多職種協働などを進めていくことで、地域包括支援ネットワークの構築、さらには地域共生社会の実現を目指します。

- 1. 介護保険や障害福祉サービス関係機関とのネットワーク構築
 - 1) ケアマネクラブ、認知症対応グループホームの推進会議、小規模多機能型居宅介護事業 所の推進会議、神奈川区サービス事業所連絡協議会などの会議や研修に参加し連携を深 めます。
 - 2) 総合相談への対応、介護予防プランの作成やケアマネジャーからの相談、サービス担当 者会議への参加等、地域包括支援センターとして行う日常業務を通じて介護保険サービ ス事業所との連携を高めます。
 - 3) 基幹相談支援センターやあんしんセンター、地域活動支援センター等の障がい福祉サービスとの連携・協働を構築します。
 - 4) ケアマネジャーや民生委員等の地域の支援者や地域住民を対象に各種勉強会や研修を協働で実施します。
- 2. 地域とのネットワークの構築
 - 1) 地域の会議や定例会への参加 地区民児協、声かけ隊定例会、市営住宅ライフサポートアドバイザーと民生委員との情報共有会等に定例参加し、地域の要援護者の把握・見守り推進や地域で気になる高齢者の情報共有等、要援護者支援を協働で実施できるような関係性を構築します。
 - 2) 地域で行われている事業への協力 サロン事業への参加・サロン連絡会の開催、シニアクラブへの出張講座開催等、地域活 動団体との連携を深めることでさらなるネットワーク構築につなげます。
 - 3) 区役所との協働によるささえあい活動の醸成 地区別計画策定のための推進会議に参加し、地域による支えあい活動の醸成を地域の関係者の方々と共に進めていく中で、地域共生社会の実現を目指します。

3. 要援護者支援に向けてのネットワーク構築

1) 多職種の支援者とのネットワーク構築 ケアマネジャーと施設相談員・病院MSWとの研修会の実施、区キャラバンメイト 交流会、区高齢者虐待防止連絡会等への参加を通じ、多職種ネットワークの構築を 図ります。

2) 医療とのネットワーク構築

病院の相談員からの入退院時の相談に対する対応、ケアマネクラブとの共催で医療 連携勉強会の実施、医師会の連携会議や事例検討会への参加、施設協力医とケアマ ネジャーの交流会・事例検討会を通じてケアマネジャーと医療機関とのネットワー ク構築を図ります。

- 3) 地域ケア会議の開催
 - 個別レベル地域ケア会議を年に4回、包括レベル地域ケア会議を年に1回~2 回実施します。
 - 総合相談やケアマネジャーからの個別ケースの課題について、専門職と地域の 関係機関や支援者を含めた多職種で検討し、ケースの課題解決とケアマネジメ ントの質の向上を目指します。
 - 個別レベル地域ケア会議の回数を重ねることで把握した地域課題について、包括レベル地域ケア会議で検討することによるネットワーク構築と新たな制度・政策につなげられるように区役所と連携を図ります。

(5) 居宅介護支援事業

公の施設における事業提供であることを踏まえ、居宅介護支援事業について、指定介護予防支援事業者との連携体制も踏まえて記載してください。

1. 職員体制

所長1名。常勤専任介護支援専門員1名。常勤兼任介護支援専門員2名。

2. 運営方針

公の施設における事業提供である認識を職員は十分理解し、法令順守を徹底しています。

- 1) 当事業所は、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、その利用者が可能な限りその居宅において有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう利用者の立場にたった援助を行います。
- 2) 適正な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から総合的かつ効率的に提供 されるように公正中立な立場に立ち、居宅サービス計画を作成するとともに、サービス事 業者との連絡調整を行います。
- 3) 事業の実施にあたっては、地域との結びつきを重視し、市町村、地域包括支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、指定介護予防支援事業者、指定居宅サービス等事業者、介護保険施設、指定特定相談支援事業者、住民による自発的な活動によるサービスを含め介護保険サービス及びインフォーマルサービス(食事サービス・ふれあい収集・訪問理美容・町内会主催の体操教室等)を組み合わせ実施します。

3. 指定介護予防支援事業者との連携体制

指定介護予防支援事業者が同一事務所内にあり、報告・連絡・相談が迅速にできる環境を十分に活かし、報告・連絡・相談を実施しています。また、サービス担当者会議への参加は毎回依頼しており、日程調整がついた場合は同席してもらいます。アセスメント評価も介護予防ケアプラン作成に反映させています。

4. 特色

常勤専任介護支援専門員は当事業所で平成18年から14年間実務に従事し、また常勤兼任介護支援専門員も当事業所で平成13年から19年間実務に従事しています。このことから、実務経験を活かしたサービス提供が実施できています。また、ご利用者、ご家族のニーズに変化がみられる場合は、迅速な訪問とアセスメントを実施しサービス担当者会議を通して多職種からの意見も取り入れ、適切なサービス提供となるよう取り組んでいます。その他実務経験だけに頼ることなく、各担当者のケアプランについて相談と報告を実施することにより、事業所内でケアプランの問題共有化を図り、問題の早期解決に努めています。

(6) 通所介護等通所系サービス事業 (実施施設のみ)

プログラム及び運営方針について、具体的に記載してください。

1. 職員体制 (*横浜市通所介護相当サービスも併せて実施) 所長1名。常勤生活相談員3名 (介護職員との兼務1名、介護支援専門員との兼務2名)。 常勤介護職員3名 (生活相談員との兼務1名)。非常勤介護職員7名。 非常勤看護職員兼非常勤機能訓練指導員3名。

2. デイサービスプログラム

サービス提供時間 9:00~16:05 定員25名 (午前)

- ・8時05分 送迎開始。車内で連絡帳を預かります。
- ・8時50分 送迎車着。駐車場へお迎えにいき、利用者の方をデイルームまでご案内。 お茶を出します。
- 9時00分 デイサービス開始。バイタルチェック(血圧・脈拍・体温測定・体調観察)、 入浴を開始します。

入浴待ち・入浴終わり・入浴しない利用者の方は、タオルたたみ、お持ち帰り 用のカレンダー塗り、施設内掲示用季節のちぎり絵、脳トレ用漢字・計算ドリル等に参加しています。

- ・11時45分 昼食前の口腔体操、「パ」「タ」「カ」「ラ」を繰り返し発声します。
- ・11時50分 食堂への移動を開始します。
- ・11 時 55 分 昼食(刻み食、トロミ食、ミキサー食に対応)を開始します。 デイサービス職員も一緒に同じ場所で昼食を摂ります。

(午後)

- ・13時00分 午後の体温測定をします。
- ・13 時 15 分 座位でハマちゃん体操をします。
 週替わりレクリエーション (ボーリング、スポンジボールサッカー、童謡・懐メロ合唱、昭和の芸能・スポーツクイズ、全国名産あてクイズ等)をします。
- ・15 時 15 分 お茶とお茶菓子前の口腔体操、「パ」「タ」「カ」「ラ」を繰り返し発声します。
- ・15時20分 お茶の準備。お茶とお茶菓子の時間になります。
- ・16時05分 デイサービス終了になります。
- ・16 時 10 分 持ち物・連絡帳返却を開始し、順次送迎車へ移動を開始します。 移動終了後、送迎となります。

3. 運営方針

公の施設における事業提供である認識を職員は十分理解し、法令遵守を徹底しています。

- 1) 援助・サービス提供
 - 事業の実施に当たっては、要介護者等となった場合においても、心身の特性を踏まえて、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう必要な援助を行います。
 - 利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び 精神的負担の軽減を図るために、必要な日常生活上の世話又は支援、機能訓練等の介 護その他必要な援助を行います。
 - 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めます。

2) 連携

- 事業の実施に当たっては、要介護者等となることの予防又はその状態の軽減若しくは 悪化の防止に資するよう、その目標を設定し、計画的に行うとともに、地域との結び つきを重視します。
- 市町村、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、介護予防支援事業者、他の居宅サービス事業者、他の介護予防サービス事業者、その他の保健・医療・福祉サービスを提供する者、住民の自発的な活動によるサービスを含めた地域における様々な取り組みを行う者等と密接な連携を図り、総合的なサービス提供を行います。

3) 評価

事業の実施に当たっては、自らその提供するサービスの質の評価を行い、常にその改善を 図ります。*利用者アンケート(嗜好調査・接遇等について)を年1回実施しています。

6 収支計画及び指定管理料

(1) 指定管理料の額及び施設の課題等に応じた費用配分について

収支計画、利用者サービスのための経費に対する考え方について、施設の特性を踏まえて記載して ください。

1. 収支計画の考え方

- 1) 事業の継続を重要視して収支計画を立案しています。事業の継続とは、収支が黒字であることです。黒字の達成には、売上を上げることが重要となりますが、地域ケアプラザの事業においては、その点でのアプローチには限界があります。
- 2) 支出の主要な部分を占める人件費については、職員の適正配置によるサービス提供体制と 業務量のバランスを考慮したパート職の活用、事業費支出(水道光熱費等)の削減、事務 費の適正使用の視点で支出を検討しています。
- 3) 収支もさることながら、地域ケアプラザの事業の中で、地域に住んでいる方々が本当に欲しているもの(サービス)の創出や提供体制の整備を支援することが、地域ケアプラザの存在意義を高めることになると考えています。
- 2. 利用者サービスのための経費の考え方

利用者サービスに必要な経費(食費・教養娯楽費・消耗品備品・車両費等)は、実績をベースに毎年の費用配分を行っています。時代の要請に合わせた、利用者サービスに必要な設備・備品等を整備していきます。

(2) 利用料金の収支の活用及び運営費の効率性について

利用料金の収支の活用や運営費等を低額に抑える工夫について記載してください。

1. 利用料金の収支の活用

デイサービス介護報酬から、施設利用料相当分として、施設規模に応じた一定額を指定管理料から控除します。

- 2. 運営費 等を低額に抑える工夫
 - 1) 水道光熱費の削減
 - エアコンの設定温度を、冷暖房温度 夏季 28°C 冬季 20 度での稼働による電力の削減に取り組みます。
 - 計画的な LED 化による電気料削減に取り組みます。

2) 紙の削減

- 地域ケアプラザが作成する文書のデジタル化を推進し、紙の出力を無くすことで紙の 削減を行います。
- 会議録等の回覧時にメールを活用し、情報共有のスピード化と紙の削減を行います。
- 裏紙を活用します。

7 前期の指定管理業務の実績(現在の指定管理者のみ記載してください。)

(1) 前期の指定管理業務の実績について

前期の指定管理期間における地域ケアプラザ事業の実績を記載してください。

平成30年度 横浜市神之木地域ケアプラザ 事業報告

『高齢者、子ども、障がいのある人など誰もが地域で安心して暮らせるよう、身近な福祉・保健の拠点として、福祉サービス、保健サービス等を総合的に提供する。』使命を果たすため、法人理念の下、事業計画に基づき関係機関・関連団体・医療機関・介護保険事業者等と連携・協働し、各事業活動を推進しました。

今年度は、包括支援センター業務の基盤的機能である「総合相談支援業務」の改革に着手し、手書きであった相談票を止め、相談票の書式と記述ルールを定め Excel 入力によるデジタル化をしました。すべての職員が相談内容を PC から参照できるようなり、職員全員での相談内容のレビューを行える環境が整いました。地域の方々の全ての相談に対し課題解決に向けた対応方針の検討・決定・共有が可能となり、ケアプラザが持つ経験・知識を活かした支援ができるようになりました。

1. 地域包括支援センター

「高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援を一体的に提供する体制づくり」を目指し、「総合相談」、「権利擁護」、「包括的・継続的ケアマネジメント支援」、「介護予防ケアマネジメント」、「一般介護事業」等を行いましました。

	項目	分類	H30年度	H29年度	前年比	増減率
		来所 -	819	837	-18	98%
	全体	電話等	1,368	1,122	246	122%
1		合 計	2,245	2,105	140	107%
		家族	974	790	184	123%
相	1)相談者別	本人	498	404	94	123%
談		居宅サービス事業者等	415	384	31	108%
件数	2)相談内容別	介護保険	901	796	105	113%
奴人		日常生活課題	315	174	141	181%
		認知症(BPSD行動・心理症状)	168	85	83	198%
		成年後見制度	143	84	59	170%
		医療 (認知症以外)	96	80	16	120%
		※ 1)、2)は代表的な事項を集計				
_	^=#==#L====-	合 計	4,083			
59/00	介護予防ケアプラン	自所プラン作成	1,196			
1172	N11 ×/	委託プラン作成	2,887			

2. 地域活動交流事業

区役所・区社協等と連携し、自主事業として子育て支援・障がい者支援・高齢者支援の事業を 企画し、実施することで支援に繋げることができました。また、ボランティアの育成、団体の 活動の場の提供、福祉保健活動の関する情報収集と提供を行いました。

八平五	車 架	H30	年度	H29年度		差分	
分類	事業	回数	人数	回数	人数	回数	人数
	絵本の読み聞かせ	52	1043	48	789	4	254
子	おやこふりーすペーす	8	75	10	105	-2	-30
育て	かなプラ子育て応援タイム	3	155	2	121	1	34
支	おやこふれあいリズム遊び	4	50	4	85	0	-35
援	みんなで子育てわいわいパーク	2	112	2	119	0	-7
	離乳食について」わいわいパーク&かなプラ共催	1	35	1	76	0	-41
障が	視覚障がい者の誘導の仕方を学ぶ講座	3	44	_	_	1	_
()	遊友くらぶ	7	59	7	101	0	-42
者支	特定疾患ふれあい交流会	11	145	11	129	0	16
援	脳トレ倶楽部	22	307	22	150	0	157
高	木曜サロン	9	111	9	140	0	-29
齢	パソコン教室	20	276	20	281	0	-5
者支	神之木住まいる	21	105	25	92	-4	13
援	スクエアステップサークル	12	307	11	105	1	202
	神之木ボランティア交流会	1	9	1		_	-
	地区センターまつり「レコード喫茶」	1	80	-	-	_	-
その	くーるーむ ほっとるーむ	2	48	-	-	_	(A
他	交通安全講座	1	17	-	-	=	-4
	神奈川区民まつり「ケアプラこどもコーナー」	1	197	1	2-	_	
	神奈川中学職業体験	1	8	_		_	=

3. 生活支援体制整備事業

「高齢者一人ひとりができることを大切にしながら暮らし続けられるために多様な主体が連携・協力する地域づくり」を目標に、地域の課題解決に取り組みました。

(ア)「はーとふる喫茶」の立ち上げ

H30年度 認知症の方々やご家族、地域の方々の相談・つどいの場としてケアプラザで毎月第3火曜日に開催をスタートしました。ボランティア7~8人、平均35人程度の方々が参加いただくようになり、地域に定着してきています。

(イ)子供向け防災

地域の方が、松見2丁目西部町内会で月に2回「すくすくかめっこ」(地域の方々と親子が一緒におしゃべりや仲間づくりをする「親子のたまり場」) 開催しています。子育て世代にも防災に関心を持ってほしいと考えている町会の方々と協力し、講座を考えています。

4. 介護保険部門

(ア)居宅介護支援事業

利用者や家族の心身状況や以降に応じて適切なサービスが利用できるようにサービス計画 (ケアプラン) の作成や個々のサービス事業者との利用調整を行いました。また、区役所から委託を受け認定調査を実施しました。

項目	H30年度	H29年度	差分
介護認定調査	93	89	4
ケアプラン作成 (要介護者)	850	862	▲ 12
ケアプラン作成(要支援者)	180	196	1 6

(イ)通所(予防通所)介護事業

要支援・要介護者の方が身体を動かすことや、入浴・食事・社交の場を提供することにより気分のリフレッシュ、孤独の解消、身体面・精神面での維持向上を図ります。また、毎日介護を行っている家族の負担軽減も大きな役割となっています。

項目	H30年度	H29年度	差分
年間利用者	<u>5, 607</u>	<u>5,838</u>	▲ 231
内要支援1・2	814	876	▲ 62
内要介護1~5	4, 793	4, 944	▲ 151
1日平均利用者(年間平均)	18. 2	19	▲ 0.8
年間稼働日数	307	308	1 .0

[※] H29 年度は、例年より第4四半期の利用者数が多かったことにより利用者が 増加した。

(2) 職員配置状況について

前期の指定管理期間における職員配置の実績を記載してください。

平成30年度 社会福祉士が4月~6月まで1名不在でした。

平成 30 年度職員配置状況

職員	配置実績	備考
所長	1名	
地域活動交流コーディネーター	1名	
地域活動交流サブコーディネーター	5名	
生活支援コーディネーター	1名	
保健師	1名	
社会福祉士	1.75名	4月~6月まで1名不在

指定管理料提案書及び収支予算書 (横浜市神之木地域ケアプラザ)

1 指定管理料提案書

(1) 地域ケアプラザ運営事業

(単位:円)

/ 地域ファフラン連((早年)
項目	積算根拠	金額
賃金水準スライド 対象人件費 (非課税) ※1	内訳(地域ケアプラザ所長、地域活動交流コーディネーター、サブコーディネーター等のうち賃金水準スライド対象人件費)	9, 641, 000
賃金水準スライド 対象外人件費 (非課税)	内訳(地域ケアプラザ所長、地域活動交流コーディネーター、サブコーディネーター等のうち賃金水準スライド <u>対象外</u> 人件費)	563, 000
事業費 (税込)	地域交流事業・障害児余暇支援事業・子育て支援事業等	1, 206, 000
事務費(税込)	備品購入費・旅費交通費・研修費・通信運搬費・リース 代・印刷製本費・事務消耗品・保険料等	3, 060, 500
管理費 (税込)	光熱水費 1,659,000 円 施設維持管理費 (各種保守点検費) 1,264,000 円	2, 923, 000
指定額	小破修繕費 474,000 円	474, 000
利用料金の活用	〈介護保険収入等を充当する場合は記載してください。〉	△0
施設使用料相当額 ※2		△1, 977, 500
	合 計	15, 890, 000

※1: (地域ケアプラザ所長基礎単価×配置予定人数 (0.125 人工)) + (地域ケアプラザ運営事業に係る正規雇用職員等基礎単価×配置予定人数) + (地域ケアプラザ運営事業に係る臨時雇用職員等基礎単価×配置予定人数)

※2:指定管理業務に通所系サービス事業が含まれる場合のみ記入して下さい。

(2) 生活支援体制整備事業

(単位:円)

		(-)-122 • (2)
項目	·····································	金額
賃金水準スライド 対象人件費 (非課税) ※3	内訳(生活支援コーディネーターのうち賃金水準スライド対象人件費)	
賃金水準スライド 対象外人件費 (非課税)	内訳(生活支援コーディネーターのうち賃金水準スライド対象外人件費)	
事業費 (税込)	サロン支援等	80,000
事務費(税込)	備品購入費・旅費交通費・研修費・通信運搬費・リース 代・印刷製本費・事務消耗品・保険料等	30,000
	合 計	

※3:生活支援体制整備事業に係る生活支援コーディネーター基礎単価×配置予定人数

(3) 地域包括支援センター運営事業費

(単位:円)

Jel	積算根拠	金額
賃金水準スライド 対象人件費 (非課税) ※ 4	内訳(地域ケアプラザ所長、地域包括支援センター職員 等のうち賃金水準スライド対象人件費)	30, 397, 000
賃金水準スライド 対象外人件費 (非課税)	内訳(地域ケアプラザ所長、地域包括支援センター職員等のうち賃金水準スライド <u>対象外</u> 人件費)	1, 289, 000
事業費(税込)	権利擁護啓発事業・介護者支援等	270, 000
事務費(税込)	備品購入費・旅費交通費・研修費・通信運搬費・リース 代・印刷製本費・事務消耗品・保険料等	1, 024, 000
管理費 (税込)	光熱水費 441,000 円 施設維持管理費 (各種保守点検費) 336,000 円	777, 000
指定額	協力医謝金 630,000 円、小破修繕費 126,000 円	756, 000
利用料金の活用	〈介護保険収入等を充当する場合は記載してください。〉	△162,000
	合 計	34, 351, 000

※4: (地域ケアプラザ所長基礎単価×配置予定人数 (0.375 人工)) + (地域包括支援センター運営事業に係る正規雇用職員等基礎単価×配置予定人数) + (地域包括支援センター運営事業に係る臨時雇用職員等基礎単価×配置予定人数)

(4) 一般介護予防事業

(単位:円)

項目	積算根拠	金額
事業費 (税込)		154, 000
	合 計	154, 000

2 収支予算書

(単位:円)

	The second second second second						(単位:円)
	填		3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
	'	地域ケアプラザ 運営事業(a)	15, 890, 000	15, 890, 000	15, 890, 000	15, 890, 000	15, 890, 000
	横浜市支払想定額	生活支援体制 整備事業(b)					
		地域包括支援 センター運営 (c)	34, 351, 000	34, 351, 000	34, 351, 000	34, 351, 000	34, 351, 000
内		一般介護予防 事業(d)	154, 000	154, 000	154, 000	154, 000	154, 000
訳		合計(a)~(d)				•	
	介護保険	介護予防支援事 業・第1号介護 予防支援事業	21, 230, 000	21, 460, 000	21, 690, 000	21, 920, 000	22, 150, 000
٠.	事業収入	居宅介護支援 事業	11, 380, 000	11, 560, 000	11, 740, 000	11, 920, 000	12, 100, 000
		通所系サービス 事業	59, 000, 000	59, 000, 000	59, 000, 000	59, 000, 000	59, 000, 000
	その他収入		1, 460, 000	1, 460, 000	1, 460, 000	1, 460, 000	1, 460, 000
	収入合計	(A)					
	人件費						
. :	事業費	telever med an increase the second	7, 619, 000	7, 619, 000	7, 619, 000	7, 619, 000	7, 619, 000
内	事務費		8, 712, 000	8, 712, 000	8, 712, 000	8, 712, 000	8, 712, 000
訳	管理費	<u> </u>	8, 000, 000	8, 000, 000	8, 000, 000	8, 000, 000	8, 000, 000
	消費税等	and the second s	1, 020, 400	1, 035, 000	1,050,000	1, 065, 000	1, 080, 000
	その他		13, 500, 000	13, 500, 000	13, 500, 000	13, 500, 000	13, 500, 000
	支出合計	(B)					
	収支(A	-B)	3, 787, 600	2, 951, 000	2, 009, 000	1,005,000	123, 000
27 277							

団体の概要

(令和2年2月12日現在)

	(Edga 201 t 2 H 200t)
(ふりがな)	(しゃかいふくしほうじんひじりざかがくえん)
団体名	社会福祉法人聖坂学園
共同事業体又は中	小企業等協同組合として応募している場合には、その名称を記入してください。
(ふりがな)	
	〒231-0802
所在地	横浜市中区小港町 3-171-2
	※法人の場合は登記簿上の本店所在地を、任意団体の場合は代表者の住所をご記入ください。
	(市税納付状況調査(様式8同意書による)に使用します)
設立年月日	1988年(昭和63年)3月
	1988年(昭和63年)3月 社会福祉法人聖坂学園 設立認可
	1989年(平成元年)4月 知的障害者通所更生施設「オリブ工房」開所
	1992年(平成4年) 11月 知的障害者通所更生施設「ナザレ工房」開所
	高齢者支援施設「横浜市神之木地域ケアプラザ」開所
	1998年(平成10年)3月 グループホーム「オリーブの家」開所
	1998年(平成10年)7月 グループホーム「ナザレンホーム」開所
	2001年(平成13年)4月 オリブ工房分場「パン工房オリーブ」開所
	2003年(平成15年)3月 グループホーム「第2オリーブの家」開所
	2004年(平成16年)4月 グループホーム「第2ナザレンホーム」開所
	2006年(平成18年)4月 知的障害者通所更生施設「シーダいのき工房」開所
	2006年(平成 18年) 10月 法人運営のグループホームを障害者自立支援法による障害福祉サービス
沿革	「共同生活介護事業」(ケアホーム)へ移行
	2007年(平成19年)6月 法人運営の知的障害者通所更生施設を障害者自立支援法による
	障害福祉サービス「生活介護事業」へ移行
	2007年(平成19年)9月 障害者支援施設(入所)「シーダ日野学園」開所
	2009年(平成21年)4月 地域作業所「カナン工房」が法人化され、地域活動支援センター「カナン工房」
	としてスタート(横浜市地域活動支援センター事業障害者地域作業所型へ利
	行)
	2013年(平成25年)4月 ケアホーム「真砂ホーム第一・第二」開所
	2014年(平成26年)4月「カナン工房」をシーダひのき工房の従たる事業所へ移行
	障害者総合支援法の改正によりケアホームがグループホームへ一元化され、注
	人運営のケアホームを「共同生活援助事業」(グループホーム)へ移行

	2015年(平成27年)3月 ナザレ工房従たる事業所「パン工房ナザレ」開所						
	中区小港町に「法人本部」移転、「オリーブの家」増員・移転、生活介護事業所						
	「オリーブ・フードファクトリー」開所(2016 年 6 月「パン工房	・オリーブ 」廃止					
	2017 年 3 月「カナン工房」廃止、新たに食品を中心とした「オリーブ・フードファク						
	トリー」開所)						
	2018年(平成30年)12月 相談事業所「ひじりざか」開所						
District Control Control							
	① 生活介護事業所 ②ケアホーム ③ 障害者入所施設						
事業内容等	④ 高齢者支援施設(地域包括支援センター含む)						
	⑤ 相談事業所						
財務状況							
連絡担当者							
特記事項							
	· :						